

子ども・子育て会議
資料1-3 R7.2.18

第3期 木津川市 子ども・子育て支援事業計画

こどもたちの笑顔を未来へ
～「生きる力」にあふれた子育て・子育ち支援～

(中間案)

令和7年2月現在

木津川市

はじめに

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制と策定の経緯	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 人口・世帯・人口動態等	11
2 教育・保育施設等の状況	21
3 子ども・子育てに関する調査の概要	30
第3章 第2期計画の評価と課題	42
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保状況	44
2 子ども・子育て支援施策の取り組み状況	51
3 施策展開における視点	66
第4章 計画の基本的な考え方	68
1 基本理念	70
2 施策展開についての基本的考え方	72
3 施策の展開イメージ	73
第5章 施策の展開	74
1 ライフステージを通した施策	76
2 ライフステージ別の施策	84
3 子育て当事者への支援施策	91

第6章 教育・保育等の量の見込みと提供体制.....	96
1 将来フレーム(将来のこども人口)	98
2 教育・保育提供区域.....	99
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容	101
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	103
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	119
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	119
第7章 計画の推進体制.....	120
1 計画の推進主体と連携の強化.....	122
2 計画の進行管理.....	124
資料編	126

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、すべてのこどもが、人権を尊重され、一人ひとりのこどもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、こども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って育まれ、未来にはばたくことができるまちを目指し、令和2(2020)年3月に、計画期間を令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とする「第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

全国的に人口減少社会を迎えており、令和4(2022)年には統計を始めた1899年以降で初めて国内の出生数が80万人を割り込み77万人となりました。令和5年(2023)年には合計特殊出生率はさらに低下し1.20と過去最低となり、人口置換水準の2.07を大きく下回り人口減少に歯止めがかかる状況が続いています。このような状況の中で、本市の人口はほぼ横ばいで推移しています。

平成27(2015)年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子ども・子育て支援事業計画は第1期と第2期の10年間が経過しました。本市では、木津川市でこどもを産みたい、こどもを育てていきたいと思えるような環境を築き、切れ目のない支援を行うために、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。

子ども・子育て新制度が開始された平成27(2015)年度以降、平成28(2016)年には子ども・子育て支援法の改正とともに児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われました。令和元(2019)年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童の躰での体罰が禁止されました。さらに、令和5(2023)年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が閣議決定されました。

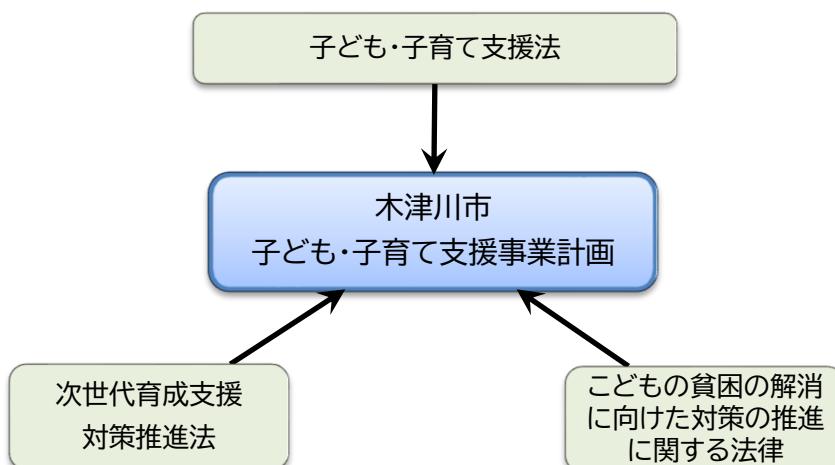
「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」は、これらのこどもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前のこどもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止やこどもの貧困対策などすべてのこどもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

「木津川市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法の有効期間が令和7(2025)年3月31日までの10年間に延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。さらに「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に努力義務として定められている「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。



【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)】

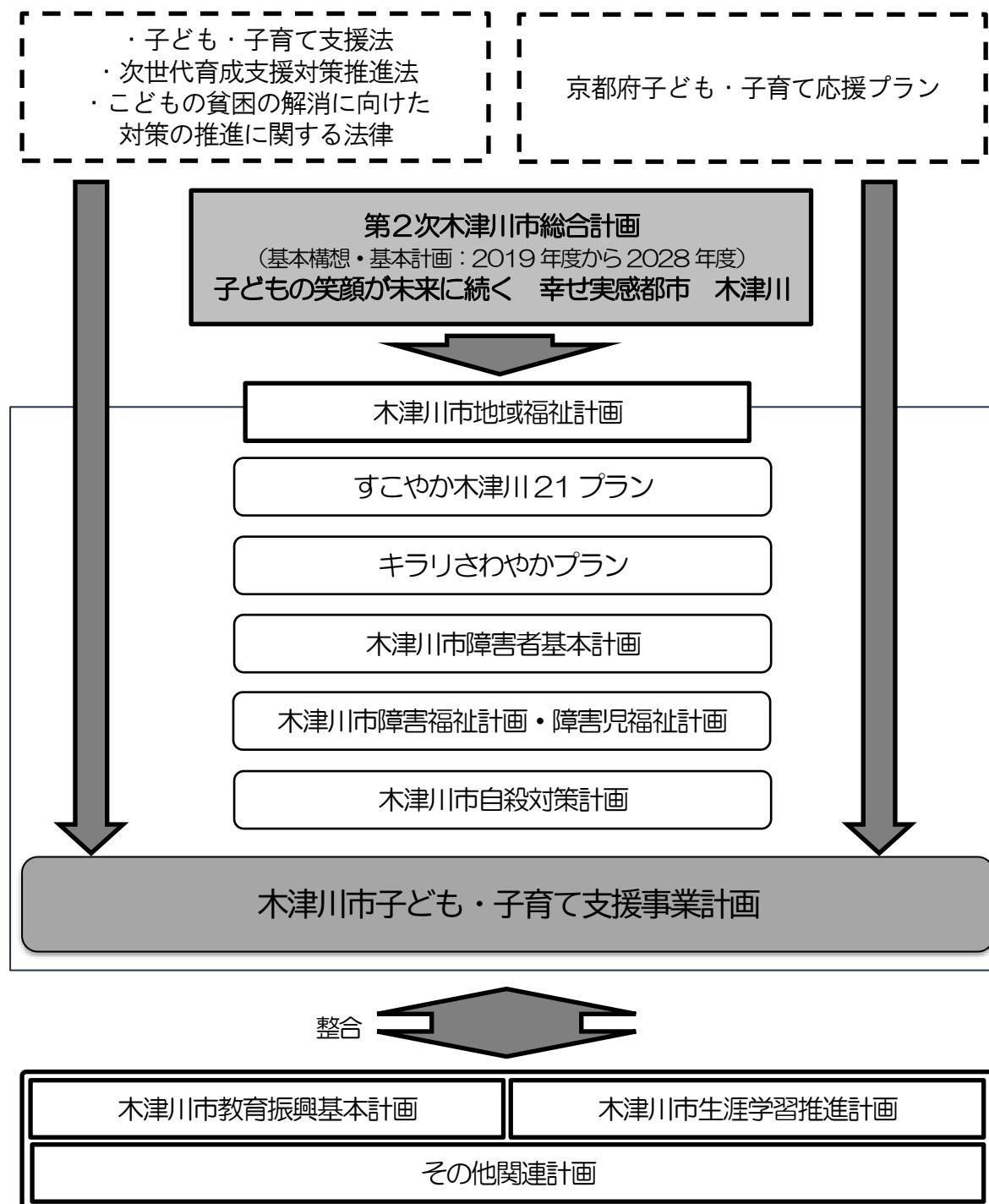
(都道府県計画等)

第十条 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「木津川市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や京都府子ども・子育て応援プランとともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。



3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までのこどもとその家庭とします。子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

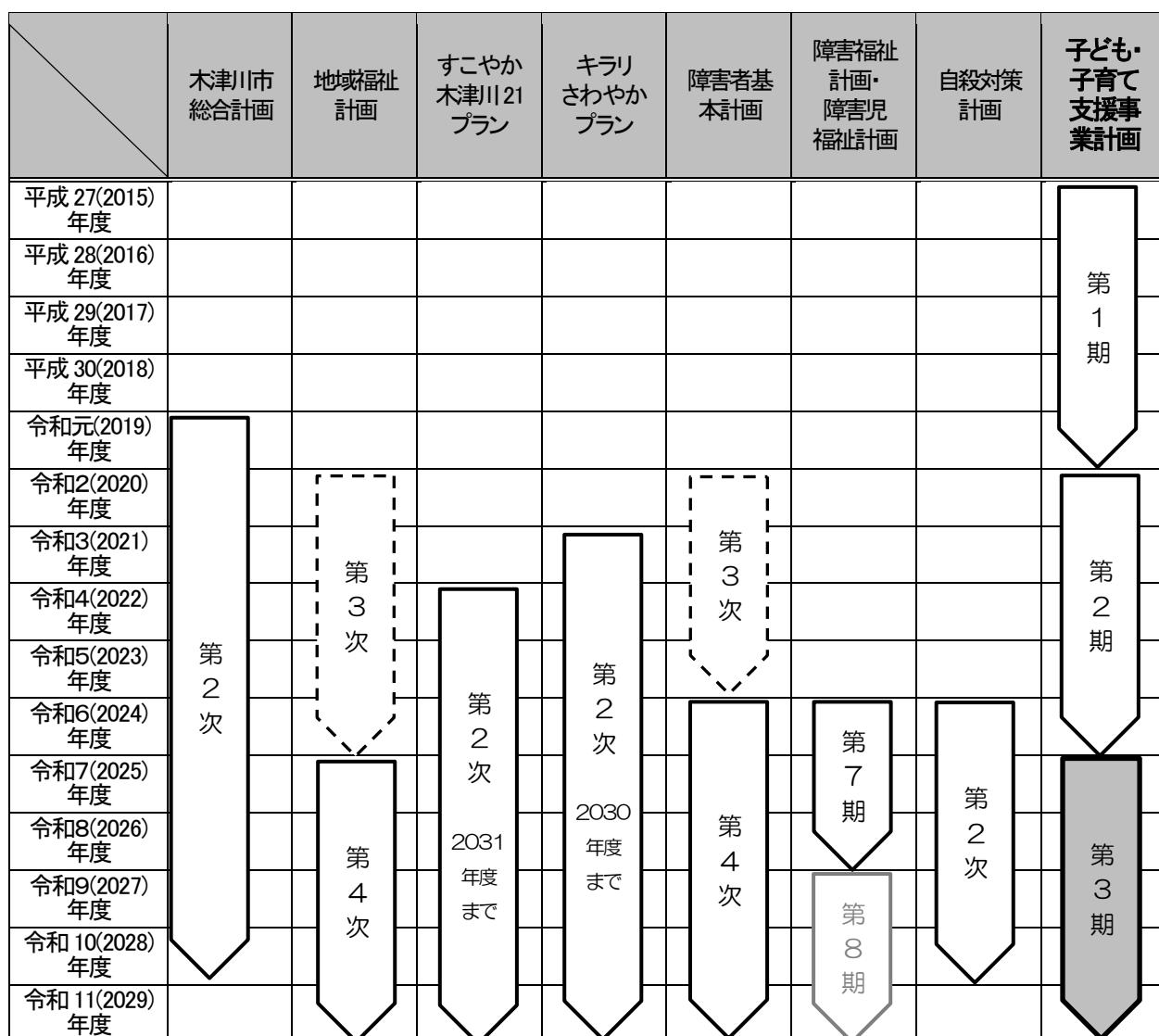
■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をい、、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



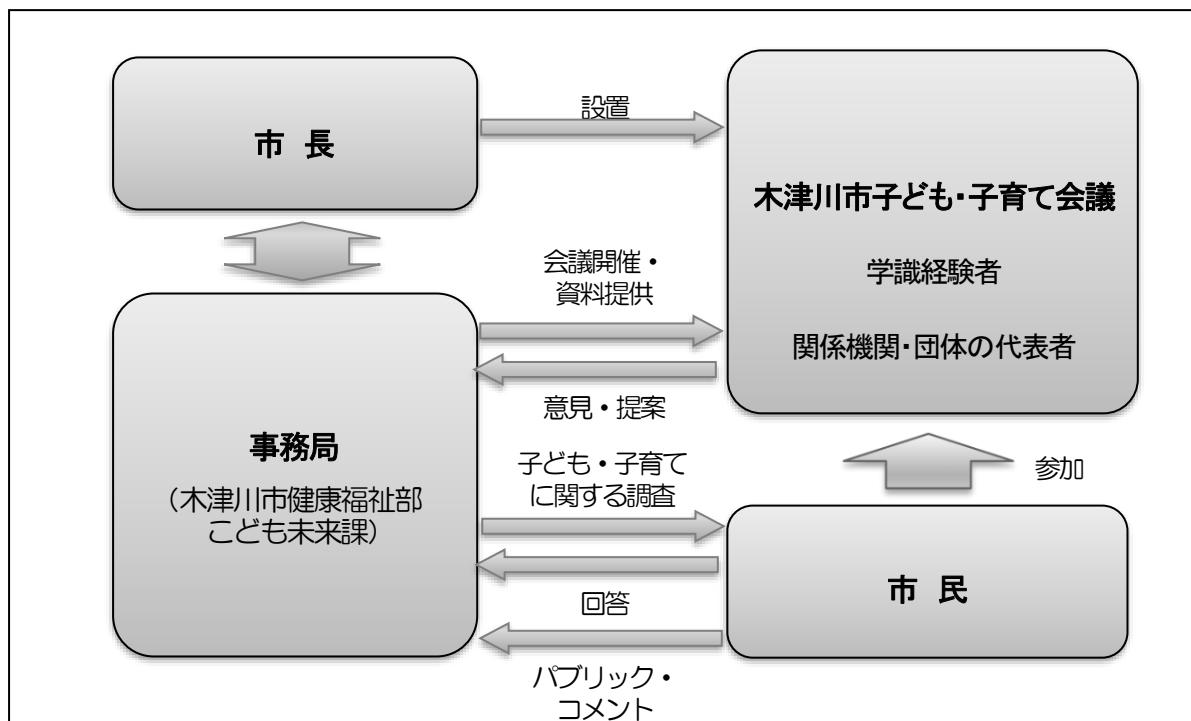
5 計画の策定体制と策定の経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方などで構成する「木津川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行いました。

また、計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

計画の素案がまとまった段階で、市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制



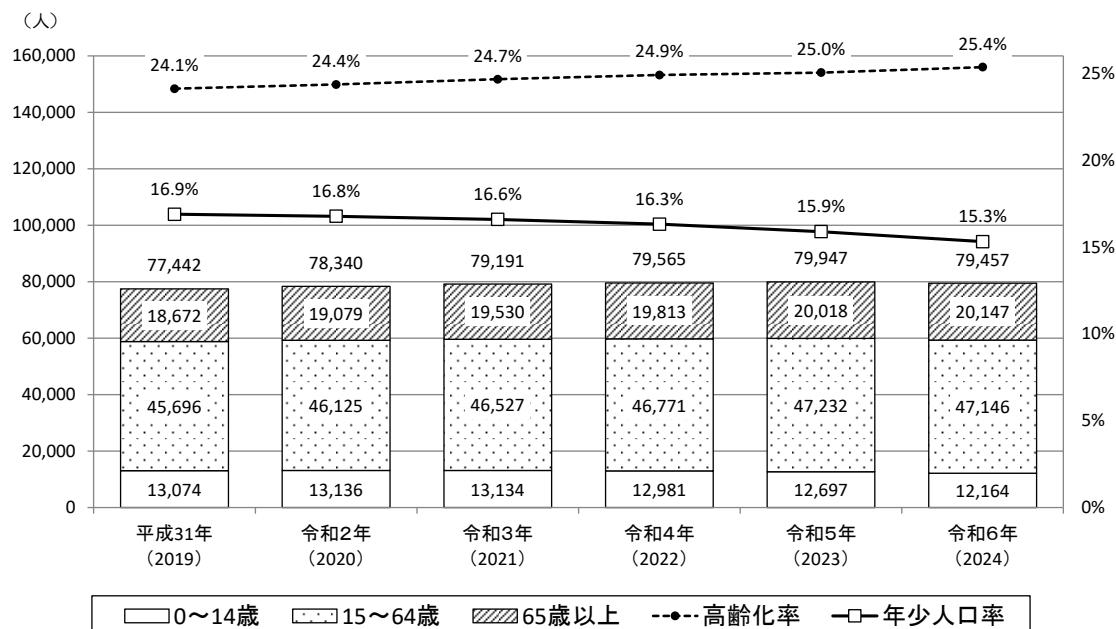
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 総人口の推移

本市の総人口は令和5年までは増加傾向にありましたが、令和6(2024)年に減少に転じ、令和6(2024)年3月末時点では79,457人となっています。

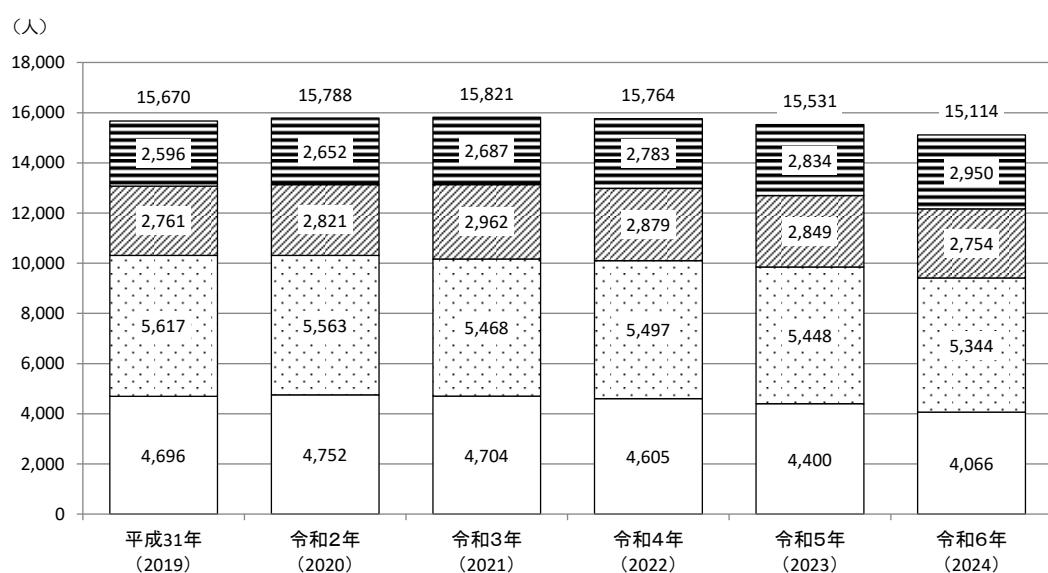
また、65歳以上の高齢化率が令和6(2024)年には25.4%と、平成31(2019)年と比較して1.3ポイント増加している一方で、高齢化率の増加に伴い、0~14歳の年少人口の比率は減少しています。



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

(2) こども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、令和3(2021)年をピークに、以降、減少傾向にあります。15~17歳(高校生)は増加傾向にありますが、0~5歳(就学前教育児童)の人口減少が大きく、令和3(2021)年から令和6(2024)年にかけて638人減少し令和6(2024)年では4,066人となっています。



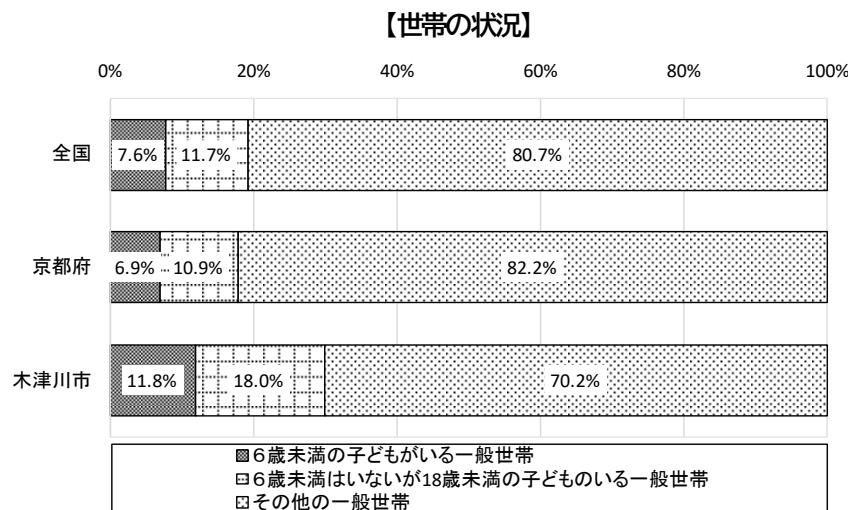
□0~5歳(就学前教育児童) □6~11歳(小学生) □12~14歳(中学生) □15~17歳(高校生)

資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

(3)世帯構造

①子どものいる世帯

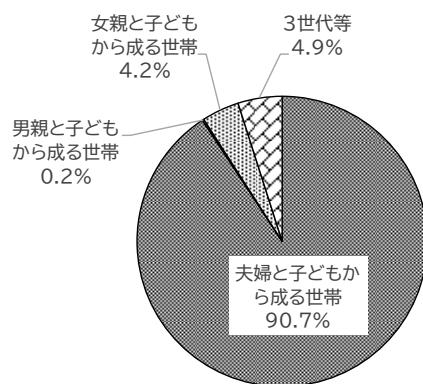
本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は 11.8%、6歳未満はないが18歳未満の子どものいる一般世帯は18.0%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は 29.8%となり、全国水準や京都府水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・京都府の水準より高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満の子ども(4,636 人)のいる世帯は 3,499 世帯であり、うち 95.1%が核家族となって います。

【6歳未満の暮らす世帯構造】



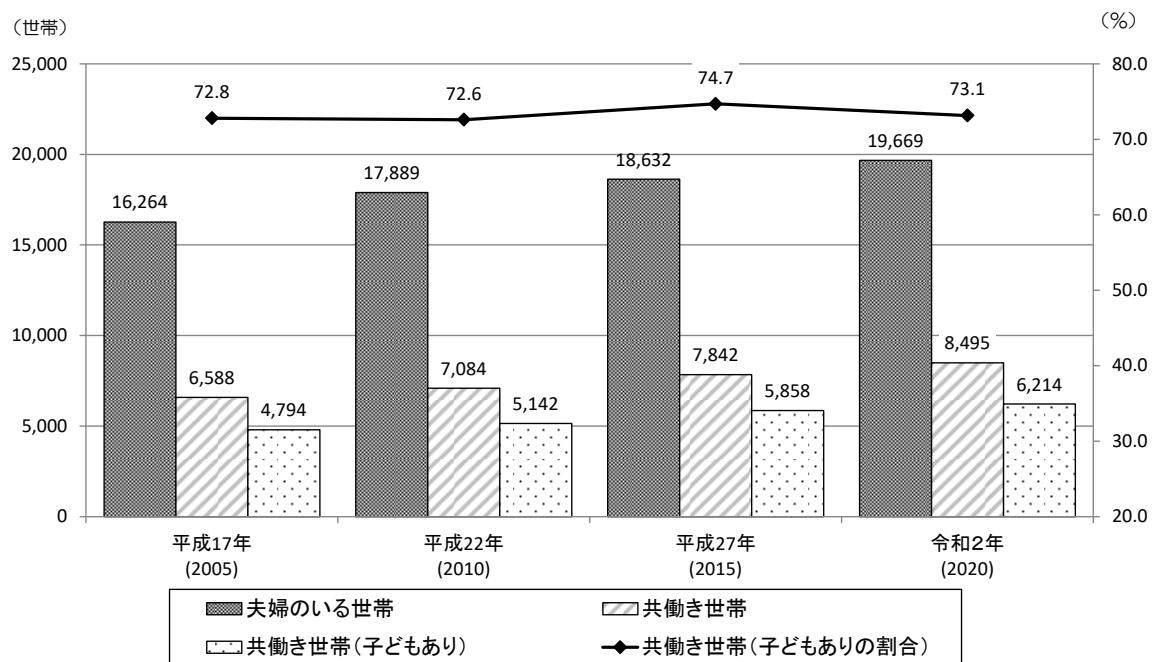
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	29,762	77,056	4,636
6歳未満がいる世帯	3,499	13,791	4,636
核家族	3,327	12,860	4,423
夫婦と子どもから成る世帯	3,175	12,391	4,234
男親と子どもから成る世帯	6	18	6
女親と子どもから成る世帯	146	451	183
3世代等	172	931	213

資料：国勢調査（令和2年）

※6歳未満がいる世帯の合計は「非親族を含む世帯」を含む

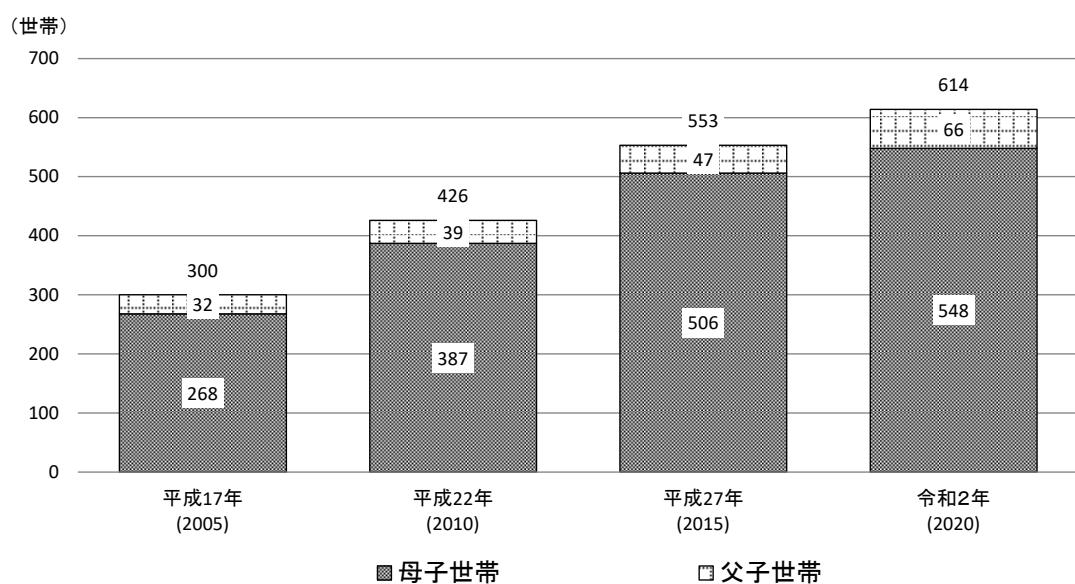
②共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数のうち、夫婦がともに就労している共働き世帯は増加し、令和2(2020)年には8,495世帯となっています。共働き世帯のうち、子どもありの世帯も増加し、令和2(2020)年には6,214世帯となっています。共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成17(2005)年の72.8%が、令和2(2020)年には73.1%とほぼ横ばいで推移しています。



③ひとり親世帯の推移

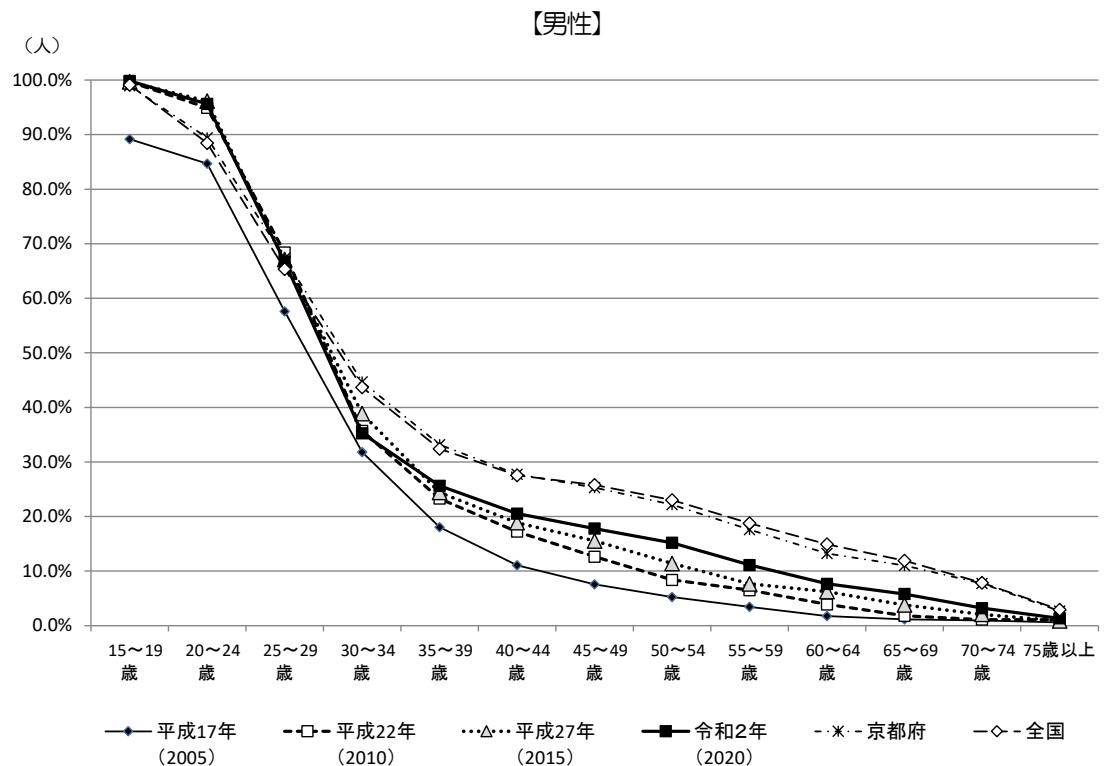
ひとり親世帯は増加傾向にあり、平成17(2005)年の300世帯から令和2(2020)年には614世帯と2倍以上になっています。ひとり親世帯のうち母子世帯が占める割合が大きく、令和2(2020)年では母子世帯が89.3%と約9割を占めています。



(4) 未婚率の推移

① 男性の未婚率の推移

本市の男性の令和2年の未婚率をみると、平成 17(2005)年に比べすべての年代で高くなっています。25歳以上では京都府や全国より低くなっていますが、20~24歳では京都府や全国より高くなっています。

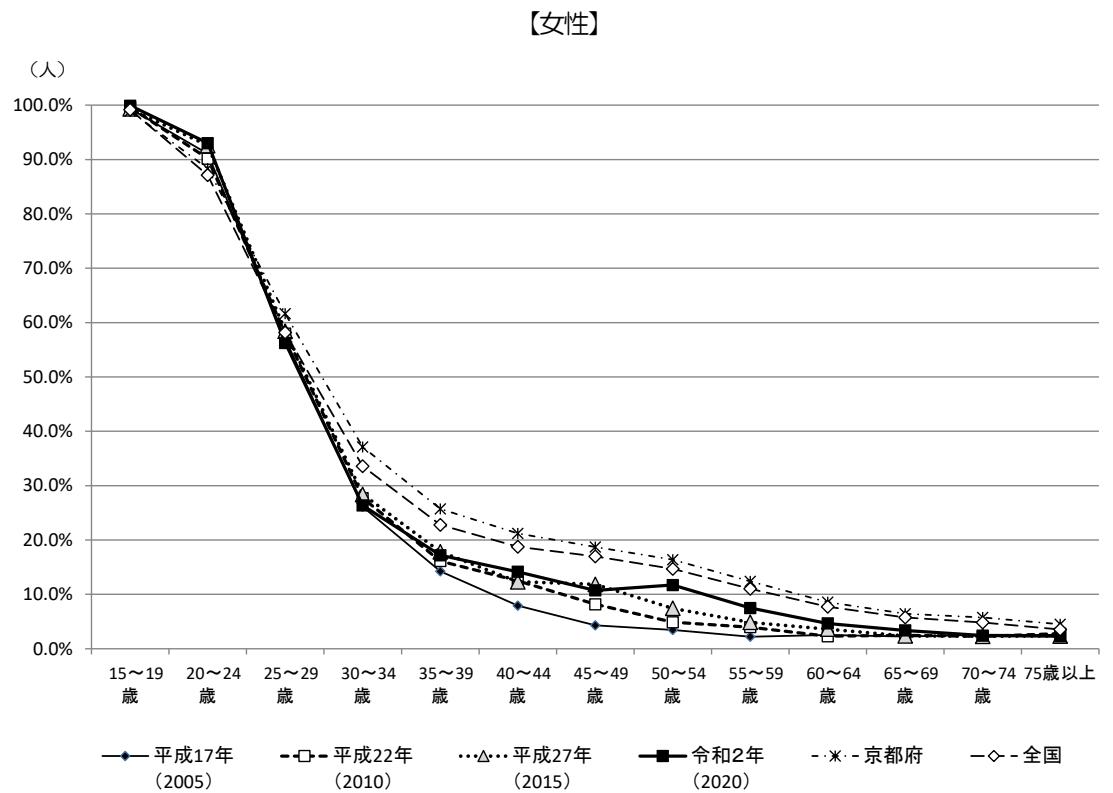


	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	京都府	全国
15~19 歳	89.2%	99.7%	99.7%	99.9%	99.0%	99.1%
20~24 歳	84.7%	94.9%	96.2%	95.6%	89.4%	88.5%
25~29 歳	57.6%	68.4%	67.1%	66.7%	67.3%	65.4%
30~34 歳	31.8%	35.7%	38.9%	35.3%	44.7%	43.7%
35~39 歳	18.0%	23.3%	24.4%	25.6%	33.2%	32.4%
40~44 歳	11.1%	17.2%	18.9%	20.5%	27.7%	27.6%
45~49 歳	7.6%	12.6%	15.5%	17.8%	25.3%	25.8%
50~54 歳	5.2%	8.4%	11.4%	15.2%	22.2%	23.0%
55~59 歳	3.5%	6.5%	7.7%	11.1%	17.6%	18.8%
60~64 歳	1.8%	3.9%	6.2%	7.7%	13.2%	14.9%
65~69 歳	1.1%	1.8%	3.8%	5.8%	11.0%	11.9%
70~74 歳	0.9%	1.1%	2.1%	3.2%	7.7%	7.9%
75 歳以上	0.6%	1.1%	0.9%	1.3%	2.7%	2.9%

資料：国勢調査

②女性の未婚率の推移

本市の女性の未婚率をみると、34歳以下では平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて、ほぼ横ばいで推移していますが、35歳以上では、平成17(2005)年に比べ高くなっています。25歳以上では京都府や全国より低くなっていますが、20～24歳では京都府や全国より高くなっています。



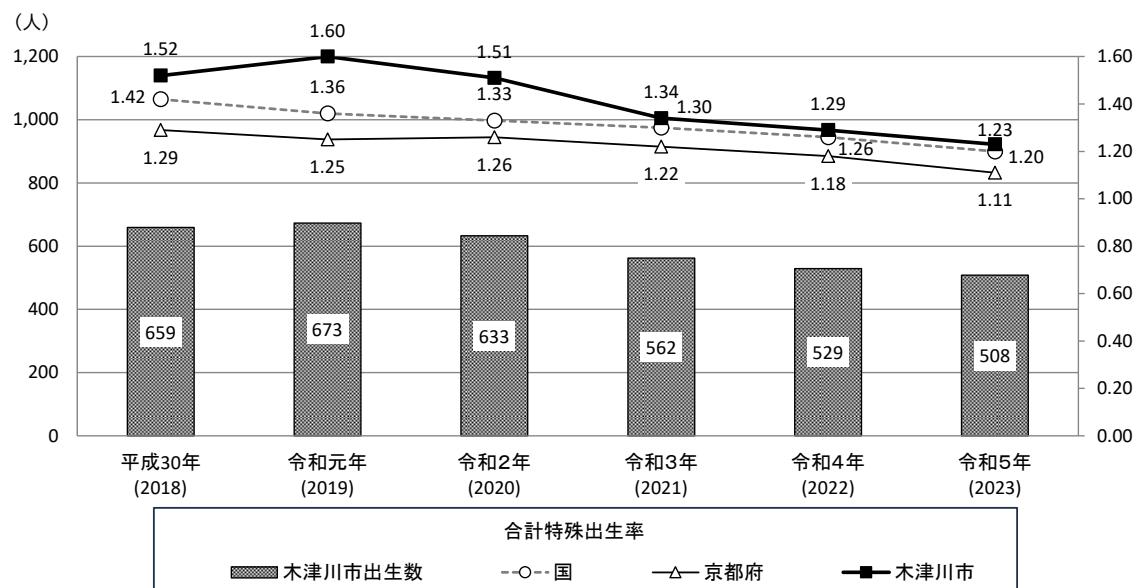
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	京都府	全国
15～19 歳	99.3%	99.6%	99.3%	99.9%	98.9%	99.1%
20～24 歳	91.0%	90.1%	92.6%	93.0%	88.3%	87.1%
25～29 歳	57.0%	58.0%	58.4%	56.3%	61.6%	58.2%
30～34 歳	26.1%	27.7%	28.4%	26.4%	37.1%	33.6%
35～39 歳	14.3%	16.1%	17.8%	17.2%	25.7%	22.8%
40～44 歳	7.9%	12.5%	12.3%	14.1%	21.2%	18.8%
45～49 歳	4.3%	8.2%	11.8%	10.7%	18.7%	17.0%
50～54 歳	3.4%	4.9%	7.4%	11.7%	16.4%	14.7%
55～59 歳	2.2%	4.0%	4.8%	7.5%	12.4%	11.0%
60～64 歳	2.5%	2.3%	3.6%	4.6%	8.6%	7.7%
65～69 歳	2.3%	2.5%	2.3%	3.4%	6.5%	5.7%
70～74 歳	2.6%	2.3%	2.3%	2.4%	5.7%	4.8%
75 歳以上	2.5%	2.8%	2.3%	2.3%	4.5%	3.6%

資料：国勢調査

(5)出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、令和2(2020)年までは全国値を上回る数値で推移していましたが、令和3(2021)年以降、全国値に近い数値で推移しています。京都府は一貫して全国値よりも低くなっています。

出生数については、令和元(2019)年の 673 人をピークに、以降減少しており、令和5(2023)年では 508 人となっています

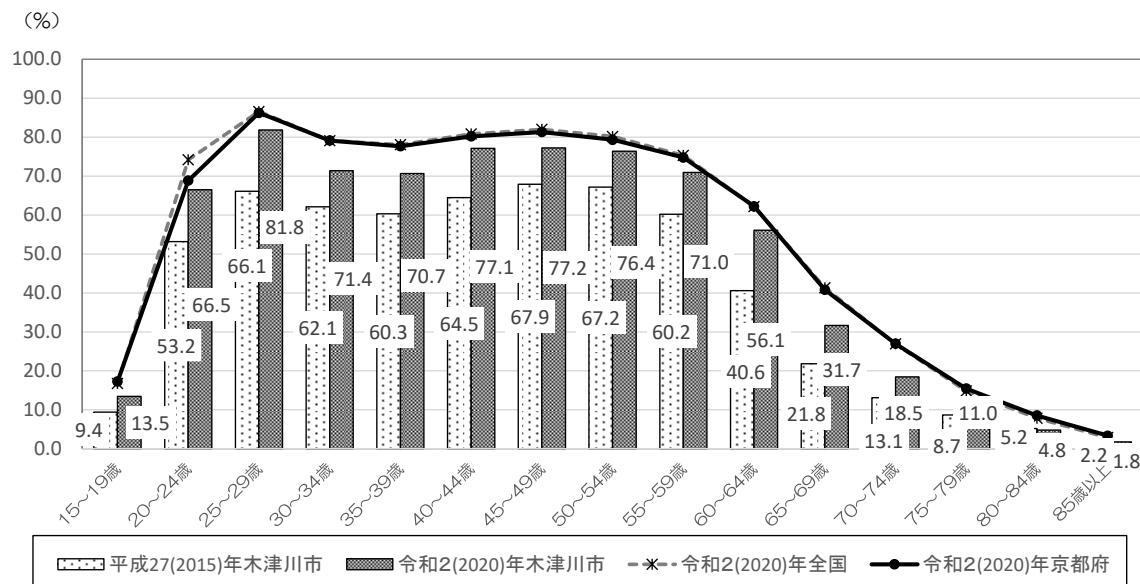


資料：※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計）、木津川市（出生数、女性人口により独自算出）

(6)就業状況

令和2(2020)年の女性の労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、各年齢層において全体的に全国・京都府と比べてやや低い割合となっています。

また、木津川市の女性の令和2(2020)年の労働力率を、平成 27(2015)年の労働力率と比較すると、5年間でほとんどの世代の労働力率が増加しており、とりわけ 25~29 歳と 60~69 歳の労働力率が 15 ポイント以上増加しています。全体的に増加していますが、30 歳代の伸び率が低く、やや M字カーブが目立つ状況になっています。



(単位:%)

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
平成27(2015) 年木津川市	9.4	53.2	66.1	62.1	60.3	64.5	67.9	67.2	60.2	40.6	21.8	13.1	8.7	5.2	2.2
令和2(2020)年 木津川市	13.5	66.5	81.8	71.4	70.7	77.1	77.2	76.4	71.0	56.1	31.7	18.5	11.0	4.8	1.8
令和2(2020)年 全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
令和2(2020)年 京都府	17.2	68.9	86.2	79.1	77.7	80.2	81.3	79.3	74.8	62.2	40.8	27.0	15.5	8.6	3.3

資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

(7)特別な配慮を必要とすることの状況

①児童虐待件数

児童虐待相談等の新規相談受付件数の状況をみると、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年には減少していますが、令和4年度には大きく増加しています。令和5年度では、令和元年度に比べ10件増加し227件となっています。そのうち虐待が206件と多く、相談件数の9割を占めています。

継続件数を含めた相談件数も年々増加しており、令和5年度対応件数の9割以上が虐待相談となっています。

■児童虐待相談等の状況

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談受付件数	217	183	223	298	227
うち虐待	202	170	215	291	206
うち養護(虐待除く)	7	8	4	5	15
うち非行	0	0	1	1	0
うちDV	1	0	0	0	0
その他	7	5	3	1	6

資料：市調べ（各年度末現在）

■継続件数を含めた相談件数

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数	379	335	352	462	427
うち虐待	348	311	334	433	388

資料：市調べ（各年度末現在）

②障がいのある子どもの状況

令和元年度から令和5年度の身体・知的障害のある子ども(18歳未満)の推移をみると、身体障害のある子どもはほぼ横ばい、知的障害のある子どもは増加傾向にあり、令和5年度末で身体障害者手帳所持者は75人、療育手帳所持者は268人となっています。

■身体障害者手帳所持者(18歳未満)

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	29	29	30	31	32
2級	10	12	12	12	11
3級	8	7	8	8	15
4級	8	7	8	10	7
5級	1	1	1	1	2
6級	7	6	6	8	8
合計	63	62	65	70	75

■療育手帳所持者(18歳未満)

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A(最重度・重度)	58	52	54	62	74
B(中度・軽度)	150	160	161	168	194
合計	208	212	215	230	268

資料:市調べ(各年度末現在)

【本文中の表記について】「障がい」の表記については、障害の「害」の字をひらがな表記としています。ただし、国の法令に基づく制度や組織名などの固有名詞は、そのとおりの表記としています。

③生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護世帯における母子世帯の推移をみると、令和2年度は減少していましたが、令和5年度では41世帯と増加しています。また、生活保護世帯総数に占める割合は、令和5年度末では9.8%となっています。

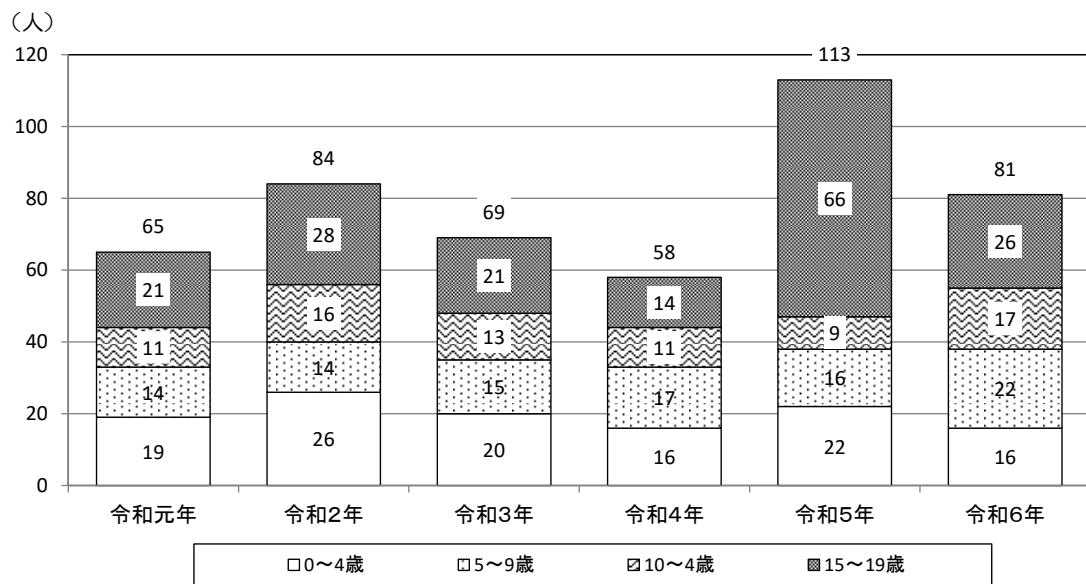
(単位:世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子世帯	39	34	33	38	41
生活保護世帯	404	403	400	403	419
生活保護世帯総数に占める割合	9.7%	8.4%	8.3%	9.4%	9.8%

資料:市調べ(各年度末現在)

④外国籍の子どもの状況

木津川市の令和6年1月1日現在の20歳未満の外国人数は81人となっています。各年、増減があり一定の傾向はありません。令和5年には「15~19歳」が66人と大幅に増加し、20歳未満の外国人数は113人となっていましたが、令和6年では「15~19歳」が26人と減少しています。



資料：総務省（人口動態統計） 各年1月1日時点

2 教育・保育施設等の状況

(1)保育所・幼稚園・認定こども園

①保育園・認定こども園(保育所部)

公立は令和2年度以降、7園、定員数 1,091 人となっています。入園児童数は令和4年度以降、減少しており、令和6年度では 915 人となっています。

私立は、令和3年度以降、16 園、定員数 1,509 人となっています。入園児童数は令和4年度以降、減少しており、令和6年度では 1,326 人となっています。

【公立】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数(園)	8	7	7	7	7	7
定員数(人)	1,178	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
入園児童数(人)	980	909	935	982	969	915
うち0歳児	44	39	35	48	38	26
うち1歳児	128	138	116	136	132	107
うち2歳児	187	160	175	151	184	170
うち3歳児	193	201	197	214	179	199
うち4歳児	199	183	218	212	222	183
うち5歳児	229	188	194	221	214	230

【私立】※地域型も含む

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数(園)	8	14	16	16	16	16
定員数(人)	1,319	1,485	1,509	1,509	1,509	1,509
入園児童数(人)	1,287	1,467	1,435	1,443	1,408	1,326
うち0歳児	72	93	86	83	76	67
うち1歳児	192	236	227	239	216	189
うち2歳児	234	270	259	267	268	248
うち3歳児	258	291	281	274	278	270
うち4歳児	257	291	290	288	282	276
うち5歳児	274	286	292	292	288	276

資料：市調べ

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部)

公立は、3園、定員数763人となっています。入園児童数は令和元年度以降、減少しており、令和6年度では234人となっています。

私立の市内認定こども園(1号認定)は、9園、定員数122人となっています。入園児童数は令和3年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度では108人となっています。

【公立】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数(園)	3	3	3	3	3	5
定員数(人)	745	745	745	745	745	763
入園児童数(人)	402	388	325	273	251	234
うち3歳児	80	70	68	81	46	58
うち4歳児	162	148	98	94	107	62
うち5歳児	160	170	159	98	98	114

【私立】市内認定こども園(1号認定)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数(園)	9	9	9	9	9	9
定員数(人)	92	122	122	122	122	122
入園児童数(人)	74	90	107	109	109	108
うち3歳児	29	34	36	36	40	33
うち4歳児	23	31	38	36	36	38
うち5歳児	22	25	33	37	33	37

【私立】(2号認定)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数(園)	1	1	1	1	1	1
定員数(人)	160	160	160	160	160	160
入園児童数(人)	53	62	49	53	54	57
うち3歳児	21	23	16	17	18	19
うち4歳児	21	18	19	17	18	20
うち5歳児	11	21	14	19	18	18

資料：市調べ

(2) 放課後児童クラブ

令和4年度まで、ほぼ横ばいからやや減少傾向で推移していましたが、木津地区、高の原地区、相楽台地区では令和5年度以降やや増加傾向がみられます。城山台地区では顕著な増加傾向となっており、令和元年度の188人から令和6年度には443人に増加しています。

【①木津地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	101	108	92	80	89	94
小学1年生	27	30	31	28	33	30
小学2年生	33	25	26	27	22	25
小学3年生	28	26	17	14	21	16
小学4年生	10	19	8	8	10	15
小学5年生	3	6	7	2	3	5
小学6年生	0	2	3	1	0	3

【②相楽地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	95	100	90	80	72	97
小学1年生	31	34	26	25	28	37
小学2年生	29	28	33	21	21	27
小学3年生	28	25	21	23	13	15
小学4年生	7	13	7	7	10	13
小学5年生	0	0	3	4	0	5
小学6年生	0	0	0	0	0	0

【③高の原地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	63	65	66	53	60	70
小学1年生	21	18	23	15	21	21
小学2年生	15	19	18	19	15	21
小学3年生	15	12	16	10	16	14
小学4年生	6	13	6	5	7	11
小学5年生	5	2	3	3	1	3
小学6年生	1	1	0	1	0	0

【④相楽台地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	62	71	66	77	86	101
小学1年生	16	19	17	24	22	18
小学2年生	19	19	20	18	23	26
小学3年生	8	17	17	17	15	23
小学4年生	8	6	9	13	17	16
小学5年生	6	8	3	4	6	14
小学6年生	5	2	0	1	3	4

【⑤木津川台地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	75	80	64	57	45	46
小学1年生	25	25	10	14	12	9
小学2年生	14	24	22	11	10	11
小学3年生	14	12	19	17	7	15
小学4年生	15	10	7	12	13	3
小学5年生	7	8	2	3	3	7
小学6年生	0	1	4	0	0	1

【⑥梅美台地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	139	146	129	148	125	130
小学1年生	34	35	22	38	23	31
小学2年生	40	28	31	21	35	19
小学3年生	41	50	36	39	25	45
小学4年生	20	24	30	27	18	22
小学5年生	4	5	10	18	10	11
小学6年生	0	4	0	5	14	2

【⑦州見台地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	153	174	159	161	133	133
小学1年生	49	58	34	44	25	43
小学2年生	32	49	49	37	43	25
小学3年生	43	29	36	45	28	35
小学4年生	23	33	30	24	27	21
小学5年生	6	4	10	8	8	8
小学6年生	0	1	0	3	2	1

【⑧城山台地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	188	246	275	361	410	443
小学1年生	70	79	99	134	137	132
小学2年生	60	78	72	91	116	135
小学3年生	41	50	60	66	79	86
小学4年生	13	34	32	48	52	47
小学5年生	3	4	11	17	24	35
小学6年生	1	1	1	5	2	8

【⑨加茂地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	69	77	70	65	60	60
小学1年生	13	29	18	23	12	15
小学2年生	28	6	24	17	20	14
小学3年生	13	26	4	14	14	17
小学4年生	8	8	19	2	8	9
小学5年生	7	5	4	7	2	3
小学6年生	0	3	1	2	4	2

【⑩恭仁地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	21	22	17	12	12	9
小学1年生	1	4	3	2	2	3
小学2年生	5	2	5	4	2	2
小学3年生	6	5	2	2	4	1
小学4年生	2	5	4	2	2	1
小学5年生	6	2	2	2	2	1
小学6年生	1	4	1	0	0	1

【⑪南加茂台地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	48	54	45	36	27	29
小学1年生	17	13	12	9	5	7
小学2年生	11	16	12	11	7	5
小学3年生	11	11	12	7	9	8
小学4年生	5	8	7	8	3	5
小学5年生	3	4	0	1	3	1
小学6年生	1	2	2	0	0	3

【⑫上狹地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	40	41	33	29	34	29
小学1年生	13	10	13	9	8	7
小学2年生	11	13	9	8	11	8
小学3年生	3	9	9	8	7	8
小学4年生	10	3	1	4	6	3
小学5年生	1	6	0	0	2	3
小学6年生	2	0	1	0	0	0

【⑬棚倉地区】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	91	85	74	67	64	50
小学1年生	30	22	23	18	25	12
小学2年生	22	29	18	25	12	20
小学3年生	19	14	19	13	17	7
小学4年生	14	12	7	8	9	8
小学5年生	4	8	4	3	1	3
小学6年生	2	0	3	0	0	0

【市全域】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	1,145	1,269	1,180	1,226	1,217	1,291
低学年	936	998	938	968	945	993
小学1年生	347	376	331	383	353	365
小学2年生	319	336	339	310	337	338
小学3年生	270	286	268	275	255	290
高学年	209	271	242	258	258	272
小学4年生	141	188	167	168	182	174
小学5年生	55	62	59	72	65	99
小学6年生	13	21	16	18	25	25

資料：市調べ（各年度4月1日時点人数）

●放課後子ども教室(新・放課後子ども総合プラン事業)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校区	13	7	7	7	13	7
開設教室数	8	8	8	7	8	8
一体型教室	7	7	7	7	7	7

資料：市調べ

(3)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の利用実績は、以下のようになっています。

①延長保育事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間(人)	725	18,117	20,518	17,349	15,895
公立:登録利用(人)	—	53	46	21	44
スポット利用(人)	1,328	1,923	2,177	2,738	2,936

②子育て短期支援事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数(人日)	10	60	52	27	31

③地域子育て支援拠点事業

【つどいのひろば「わくわくひろば】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	6,468	3,055	3,288	4,987	5,053

【つどいのひろば「げんきっ子】】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	8,052	4,671	4,148	6,736	7,371

【つどいのひろば「ぽけっと】】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	10,400	6,141	4,610	6,783	8,056

【木津子育て支援センター】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	5,712	3,403	2,643	3,459	4,593

【木津東部子育て支援センター】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	6,813	3,706	3,775	3,998	5,479

【加茂子育て支援センター】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	4,153	3,413	3,471	2,975	3,340

【山城子育て支援センター】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子延べ利用者数(人)	4,558	2,809	3,090	4,128	3,665

資料：市調べ

④一時預かり事業

【一時預かり事業(幼稚園)】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人日)	11,667	5,527	7,888	9,565	6,566

【一時預かり事業(保育園)】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数(人日)	11,534	8,513	7,774	7,908	8,652
民間	11,534	6,928	6,229	6,152	6,830
公立	-	1,585	1,545	1,756	1,822

⑤病児・病後児保育事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数(人)	21	1	0	0	134
0歳児	1	0	0	0	0
1歳児	4	0	0	0	60
2歳児	3	1	0	0	34
3歳児	2	0	0	0	9
4歳児	8	0	0	0	11
5歳児	0	0	0	0	14
小学1年生	0	0	0	0	3
小学2年生	3	0	0	0	3

⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員(人)	260	310	336	357	381
内訳	まかせて(人)	80	96	99	100
	おねがい(人)	164	194	219	239
	両方(人)	16	20	18	21
延べ活動件数(件)	463	432	873	972	803

⑦利用者支援事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数(箇所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1

⑧乳児家庭全戸訪問事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間対象児童数(人)	669	643	627	583	510
訪問数(人)	634	622	601	568	501
訪問率	94.8%	96.7%	95.9%	97.4%	98.2%

資料：市調べ

⑨養育支援訪問事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間訪問世帯数(人)	11	12	5	11	16
延べ訪問回数(回)	37	40	22	38	79

⑩妊婦健康診査事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間対象者数(人)	708	641	682	554	522
年間件数(回)	7,764	7,406	7,459	7,591	5,925
一人当たりの健診回数(回)	14	14	14	14	14
年間受診回数(回)	9,912	8,974	9,548	7,756	7,308

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教科書・行事費等(給食費以外)	43,380	48,115	32,720	38,274	
	箇所数	3	2	2	3
	支給対象児童数	3	3	2	3
教科書・行事費等(給食費以外)	66,545	90,644	113,849	122,998	
	箇所数	6	7	6	9
	支給対象児童数	6	8	10	14
教科書・行事費等(給食費以外)	4,040	40,900	59,064	63,425	
	箇所数	2	4	4	5
	支給対象児童数	2	8	7	7
給食費(副食材料費)	1,089,794	1,986,828	1,893,654	1,645,803	
	箇所数	12	12	9	9
	支給対象児童数	58	171	153	66

資料：市調べ

3 子ども・子育てに関する調査の概要

(1)調査の概要

本調査は、「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」(令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度)の策定に向けて、子育て家庭の生活状況や市の施策に対するご意見・ご要望についてお聞かせいただき、今後の施策の資料とすることを目的として実施したものです。

①調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象(母集団)	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童 (0～5歳)の保護者	令和6年 1月～2月	郵送による 配布・回収及び Web調査
小学生アンケート	市内の小学生児童 (小学1～6年生)の保護者	令和6年 1月～2月	

②配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	郵送	2,000票	389票	41.7%
	Web		444票	
	合計		833票	
小学生アンケート	郵送	2,000票	455票	41.3%
	Web		370票	
	合計		825票	

(2) 調査結果からみる特徴と課題

課題 1 子育てを支援する地域力の向上

子育てに大きく影響すると思われる環境について「地域」が最も減少しています。また、子育てに関する相談先では「相談できる人・場所がある」が減少し、「相談先がない」の理由としては、「人づきあいが苦手だから」が最も多く、「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」「外に出るのが好きではない」の増加が顕著です。

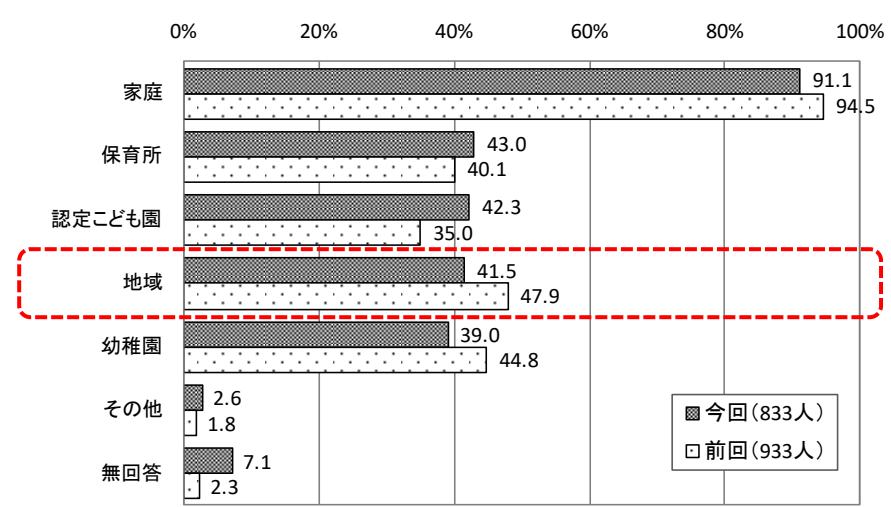
地域の中で、子育てに関して孤立していく状況が懸念されるため、子育てを支援する地域力の向上が課題となっています。

■子育てに大きく影響すると思われる環境 [就学前児童保護者]

「地域」が減少

子育てに大きく影響すると思われる環境については、「家庭」が91.1%で最も多く、次いで「保育所」が43.0%、「認定こども園」が42.3%となっています。

前回調査と比較すると、「地域」が47.9%から41.5%へ減少し、「認定こども園」が35.0%から42.3%へ増加しています。

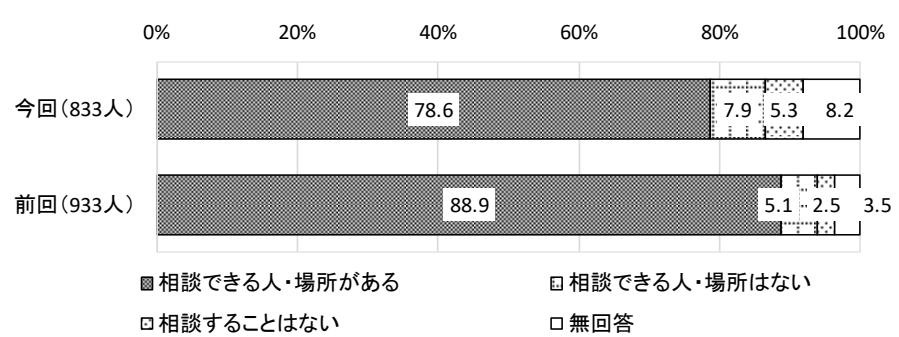


■子育て(教育を含む)に関する相談先の有無 [就学前児童保護者]

「相談できる人・場所がある」が減少

子育て(教育を含む)に関する相談先の有無については、「相談できる人・場所がある」が78.6%で最も多くなっています。一方、「相談できる人・場所はない」が7.9%となっています。

前回調査と比較すると、「相談できる人・場所がある」が1割以上減少しています。

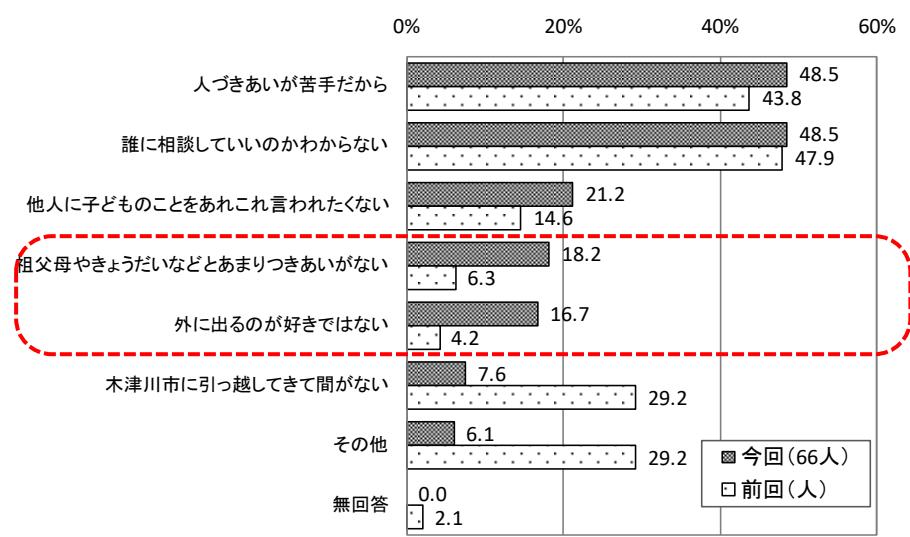


■子育てに関する相談先がない理由 [就学前児童保護者]

「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」「外に出るのが好きではない」が増加

子育てに関する相談先がない理由としては、「人づきあいが苦手だから」と「誰に相談していいのかわからない」がともに48.5%で最も多くなっています。

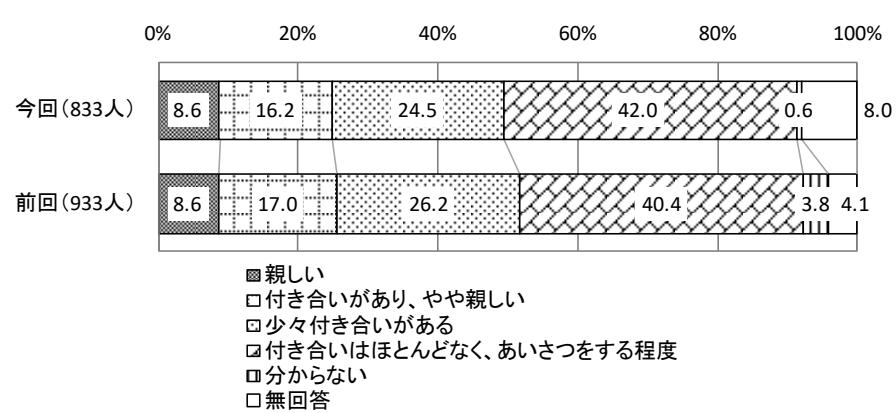
前回調査と比較すると、「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」と「外に出るのが好きではない」が1割以上増加しています。



■近所付き合いの程度 [就学前児童保護者]

「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が4割以上

近所付き合いの程度は、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が42.0%で最も多く、次いで、「少々付き合いがある」が24.5%となっています。



課題2 仕事と子育てを両立させるための支援制度の利用促進

子育てを「父母とともに」しているとの回答が前回調査より増加していますが、依然として父親の育児休業の取得は2割弱にとどまり、7割強が取得していない状況です。また、短時間勤務制度についても、父親では「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が半数を超えていました。

育児休業を取得していない理由として、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」との回答が前回調査に比べ大きく減少しており、仕事と子育ての両立が進んでいるのではないかと考えられます。

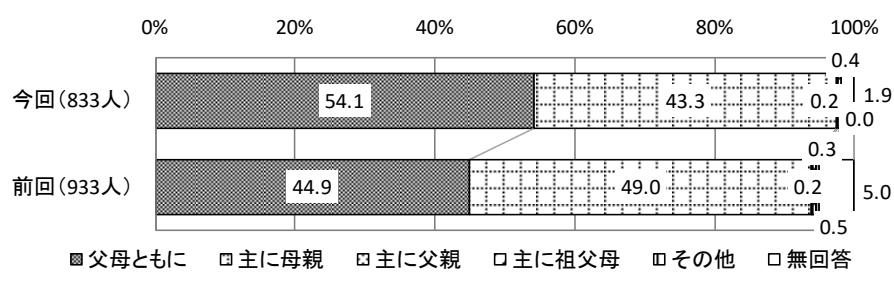
社会保険料免除等については、知らないとの回答が4人に1人の割合で存在していることから、制度等に関する情報提供をより充実させていく必要があります。仕事と子育ての両立を支援するためにも、支援制度の利用を図る取り組みが重要になってくると考えられます。

■子育てを主に行っている方 [就学前児童保護者]

「父母とともに」が増加

子育てを主にしているのは、「父母とともに」が54.1%で最も多く、次いで「主に母親」が43.3%となっています。「主に父親」が0.2%、「主に祖父母」が0.4%となっています。

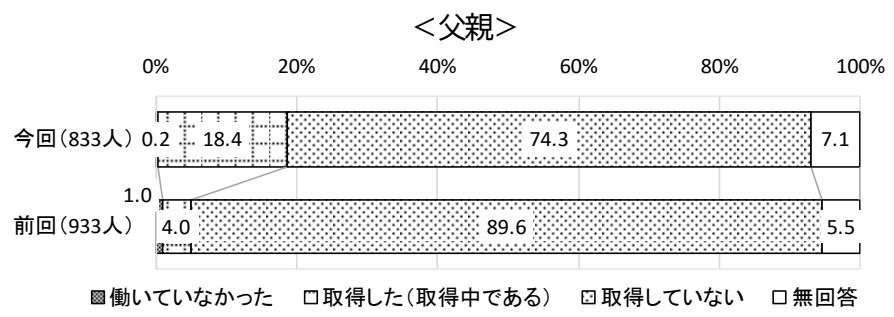
前回調査と比較すると、「父母とともに」が1割程度増加しています。



■育児休業の取得状況 [就学前児童保護者]

「取得した(取得中である)」が増加

育児休業の取得状況を前回調査と比較すると、母親では「取得した(取得中である)」については1割以上増加しています。父親では、「取得していない」とした方が74.3%と多数を占めています。

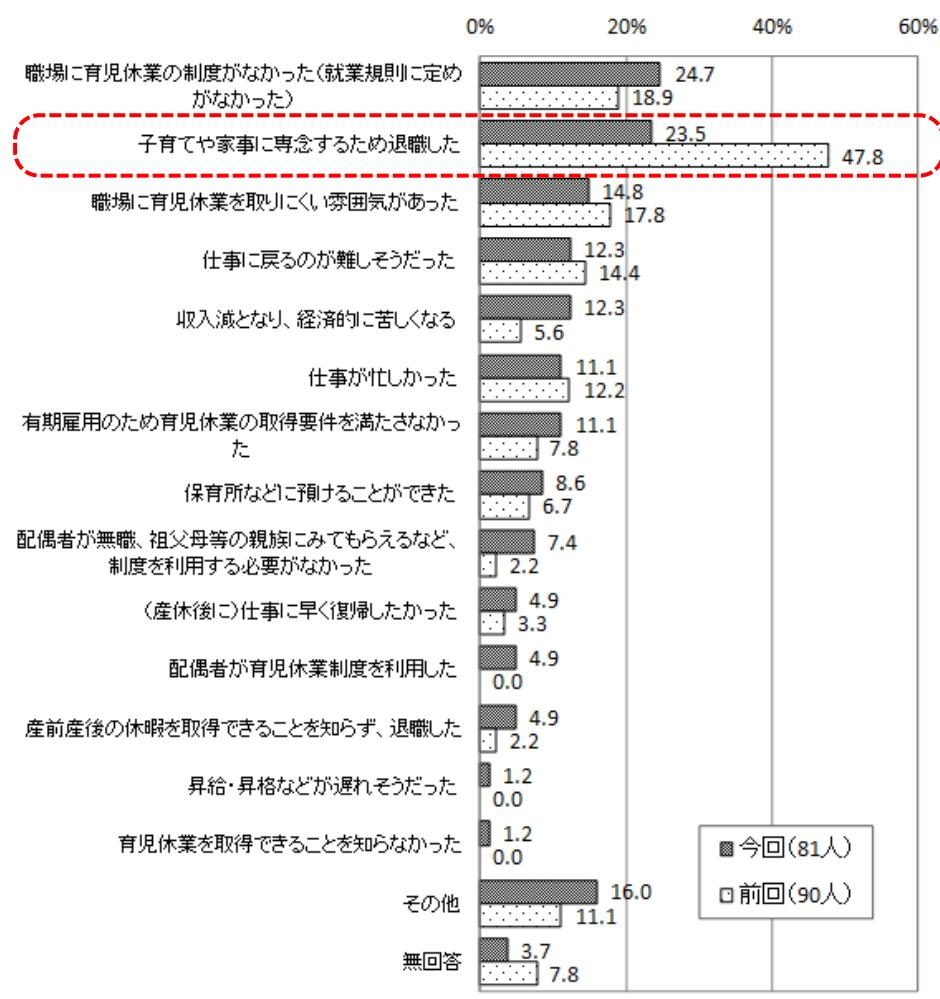


■育児休業を取得していない理由 [就学前児童保護者]

母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が減少

育児休業の取得状況で「取得していない」と回答した方の未取得の理由をみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が最も多く、前回調査と比較すると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が前回から2割以上減少しています。

<母親>

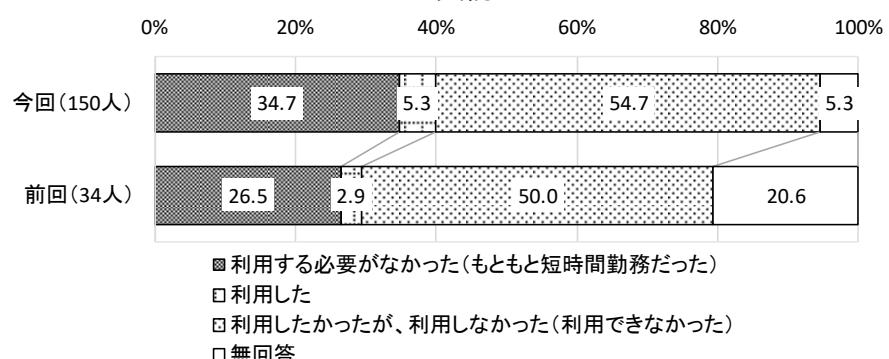


■短時間勤務制度の利用 [就学前児童保護者]

父親の利用は 5.3%

短時間勤務制度の利用については父親では、「利用した」は 5.3%で、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が 54.7%と半数以上になっています。

<父親>

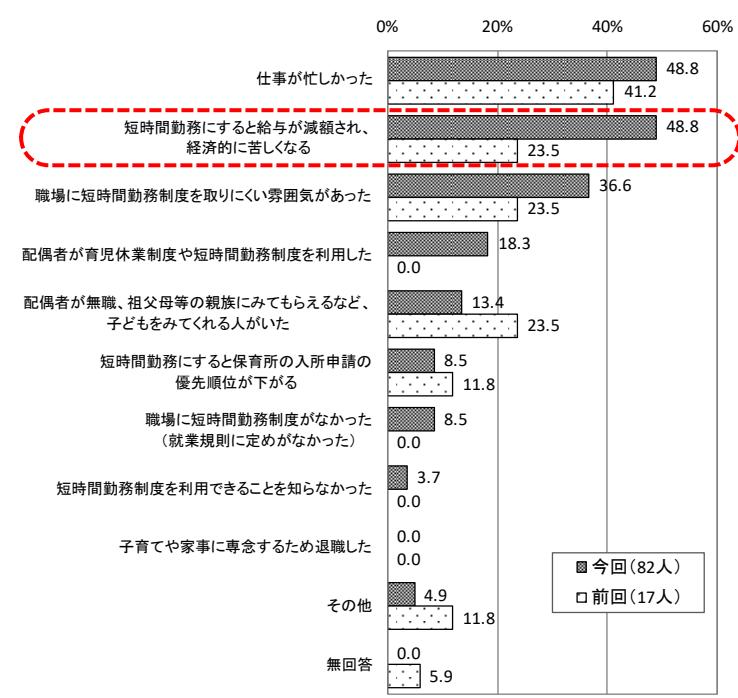


■短時間勤務制度を利用しなかった理由 [就学前児童保護者]

父親では「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が増加

短時間勤務制度を利用しなかった理由としては、父親については、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が前回の23.5%から48.8%へと2割以上増加しています。

<父親>

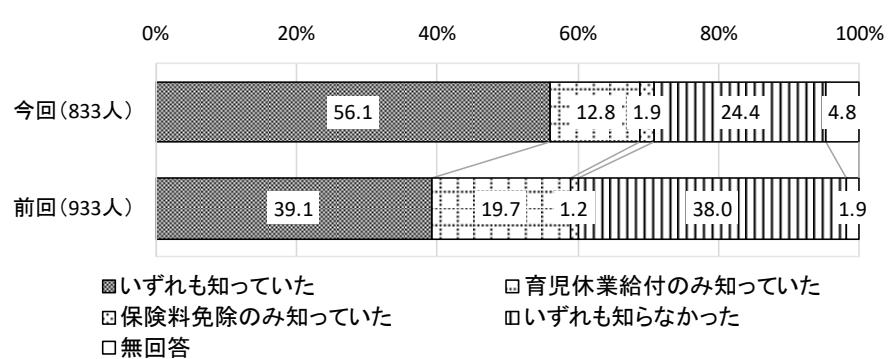


■社会保険料免除についての認知状況 [就学前児童保護者]

「いずれも知っていた」が増加

前回調査と比較すると、「いずれも知っていた」が前回の約4割から5割以上に増加しています。

「いずれも知らなかった」は減少しているものの、依然として24.4%と4人に1人の割合となっています。

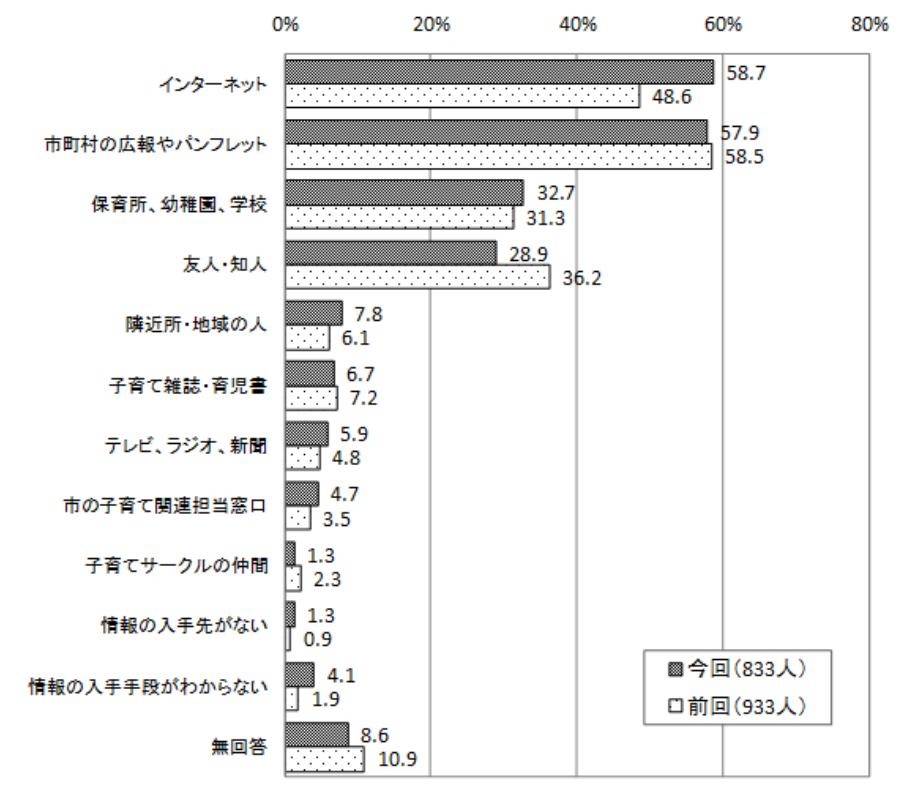


■子育てに必要な情報の入手方法【就学前児童保護者】

「インターネット」が増加

子育てに必要な情報の入手方法については、「インターネット」が 58.7%で最も多く、次いで「市町村の広報やパンフレット」が 57.9%、「保育所、幼稚園、学校」が 32.7%となっています。

前回調査と比較すると、「インターネット」が1割近く増加しています。



課題3 放課後等の子育て支援の充実

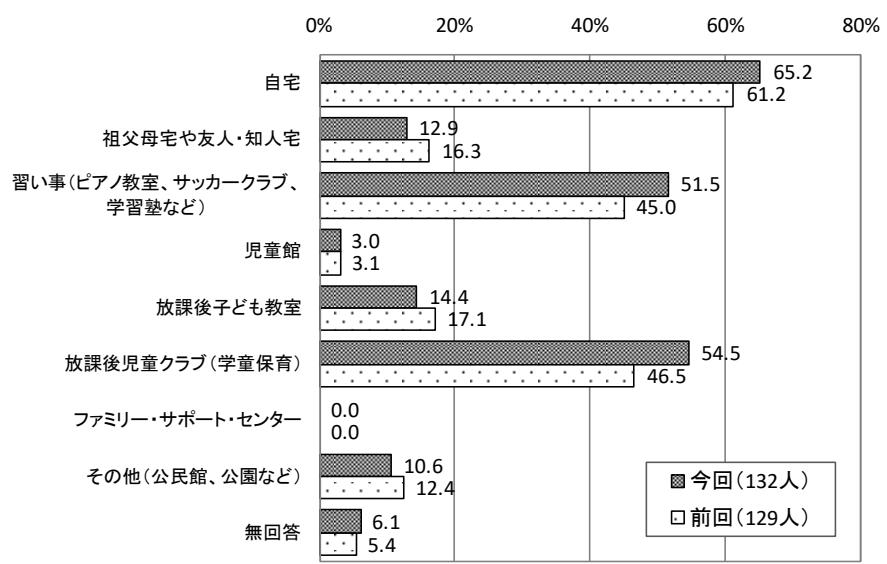
現在5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方の希望を前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」は8%増加しています。また、遊び場での問題点としては、「雨の日に遊べる場所がない」と「遊具などの種類が充実していない」が多くなっていますが、それ以外では「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が前回調査より多くなっています。

■放課後に過ごさせたい場所 [就学前児童保護者]

「放課後児童クラブ(学童保育)」が8%増

5歳以上のことの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が 65.2%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が 54.5%、「習い事」が 51.5%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」は8%増加しています。

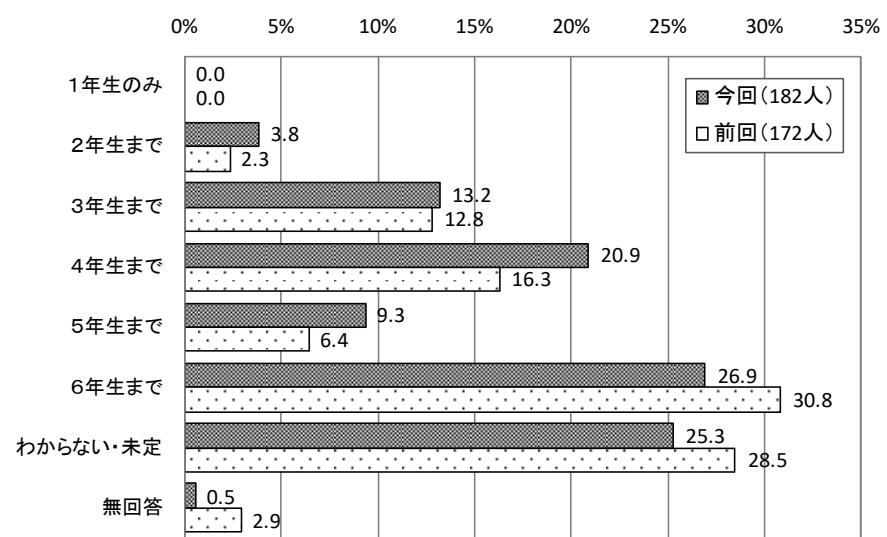


■放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望学年 [小学生児童保護者]

「6年生まで」が最多

放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望学年は、「6年生まで」が 26.9%で最も多く、次いで「わからぬ・未定」が 25.3%となっています。

前回調査と比較すると、「6年生まで」がやや減少し、「4年生まで」がやや増加しています。

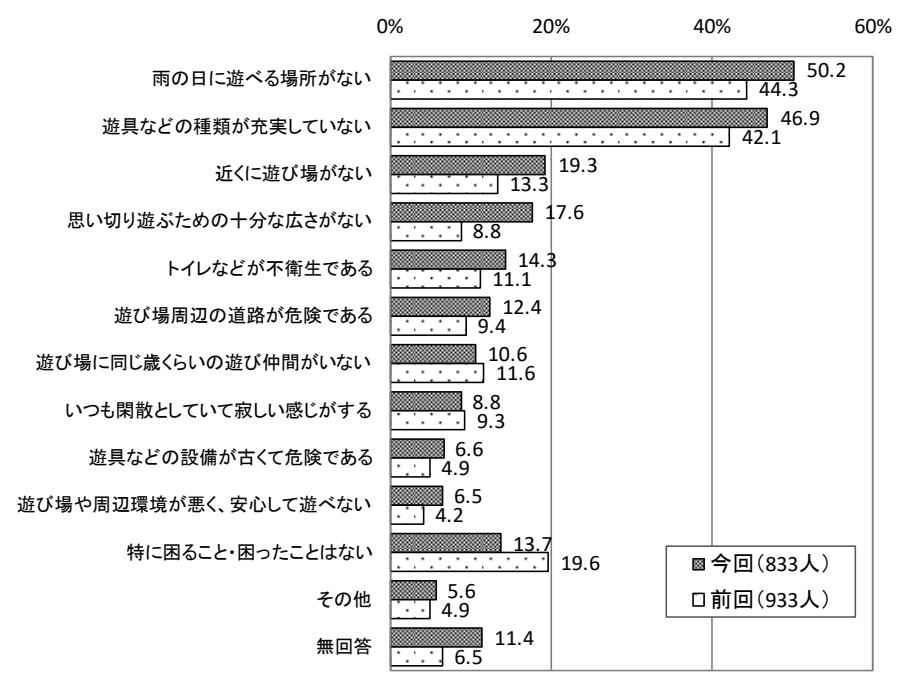


■遊び場で困ること・困ったこと [就学前児童保護者]

「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が増加

遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が 50.2%で最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が 46.9%、「近くに遊び場がない」が 19.3%となって います。「特に困ること・困ったことはない」は 13.7%となっています。

前回調査と比較すると、「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が最も増加割合が多くなっています。



課題4 「経済的負担の軽減」と「遊び場の整備」

木津川市の子育て環境や支援への満足度については、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに前回調査より低くなっています。

子育て支援で今後充実してほしいところは、未就学児保護者と小学生児童保護者ともに、「子育てにかかる経済的負担の軽減」と「子どもの遊び場の整備」が多くなっています。

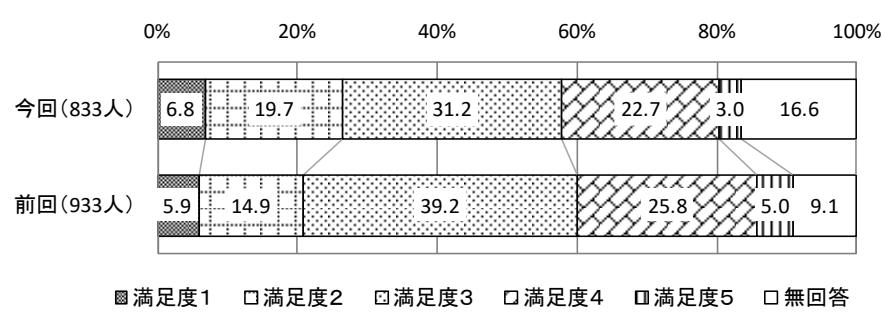
■木津川市の子育て環境や支援への満足度

平均点は前回を下回る

【就学前児童保護者】

木津川市の子育て環境や支援への満足度については、「満足度3」が31.2%で最も多く、次いで「満足度4」が22.7%、平均点は2.94となっています。

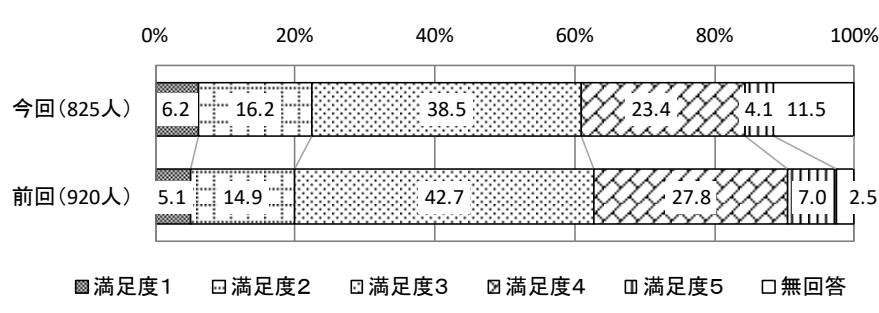
前回調査と比較すると、前回の平均点3.10をやや下回っています。



【小学生児童保護者】

木津川市の子育て環境や支援への満足度については、「満足度3」が38.5%で最も多く、次いで「満足度4」が23.4%、平均点は3.03となっています。

前回調査と比較すると、前回の平均点3.17よりやや低くなっています。



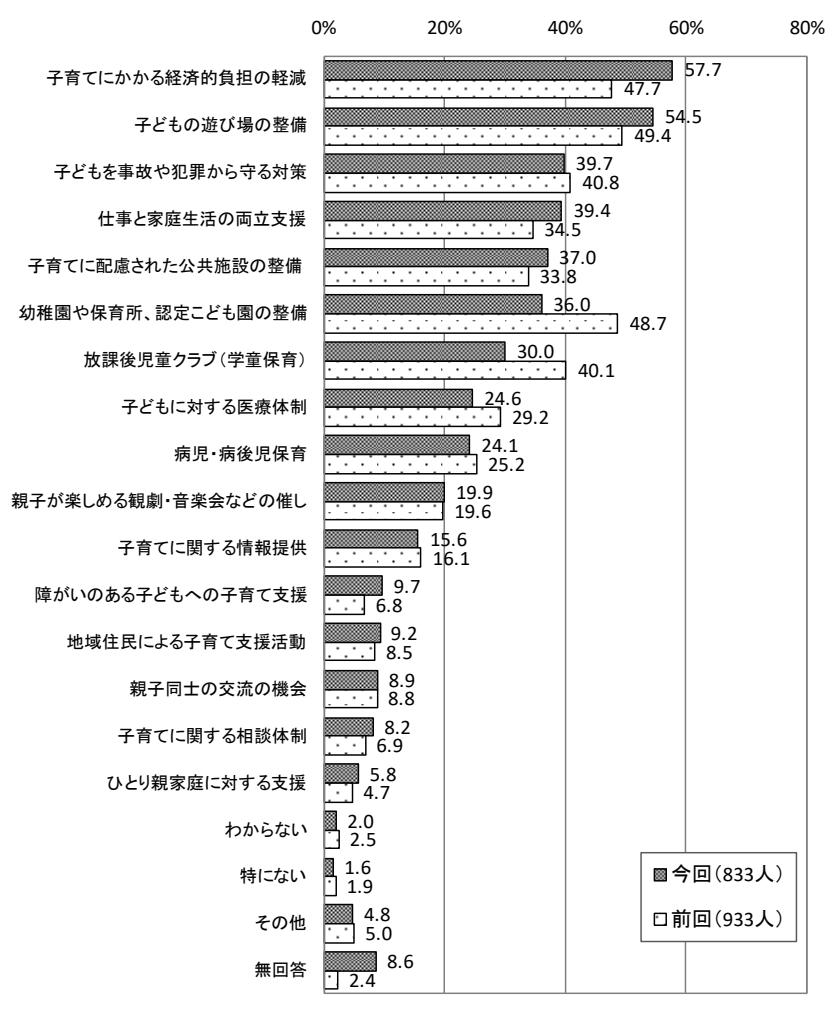
■今後充実してほしいところ

「子育てにかかる経済的負担の軽減」が増加

【就学前児童保護者】

今後充実してほしいところは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 57.7%で最も多く、次いで「子どもの遊び場の整備」が 54.5%となっています。

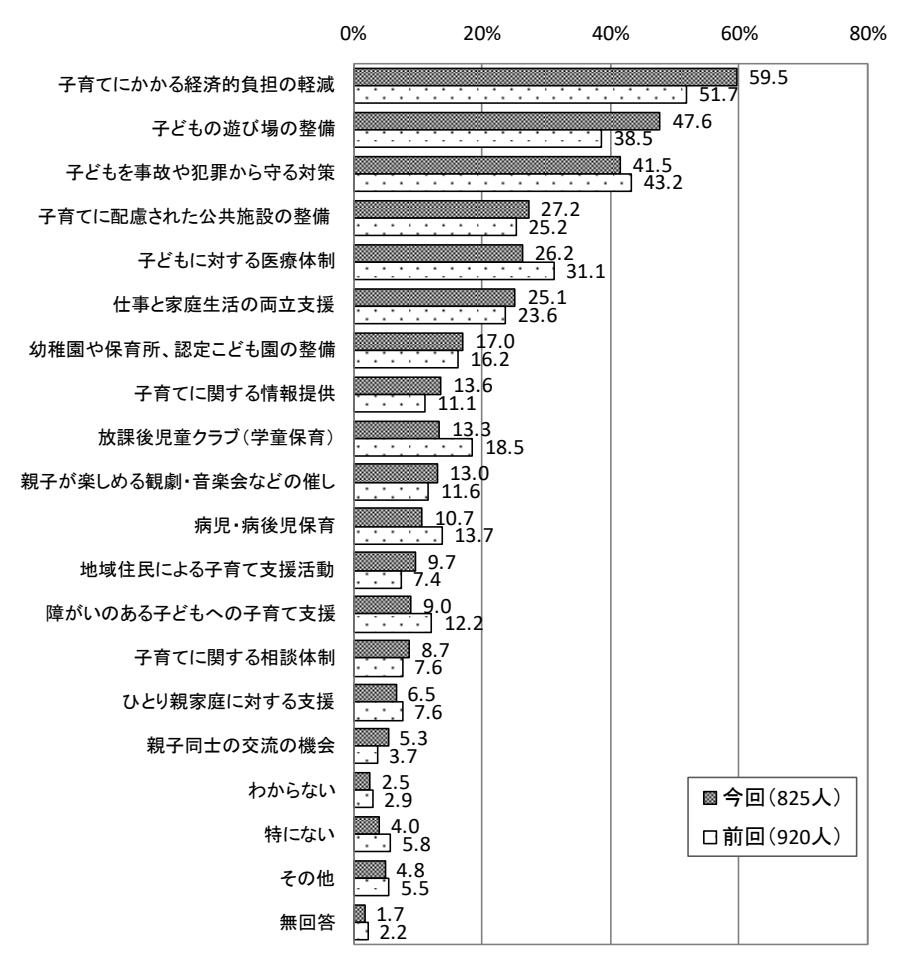
前回調査と比較すると、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が前回調査より 10%増加しています。



[小学生児童保護者]

今後充実してほしいところは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 59.5%で最も多く、次いで「子どもの遊び場の整備」が 47.6%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの遊び場の整備」の増加割合が最も大きく、次いで「子育てにかかる経済的負担の軽減」となっています。



第3章 第2期計画の評価と課題

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保状況

(1)1号認定(幼稚園、認定こども園等)

1号認定(幼稚園、認定こども園等)の第2期計画の量の見込みに対する実績値をみると、令和5年度までは量の見込みを上回っていましたが、令和6年度の1号認定は10人、2号認定は33人見込みを下回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人	918	882	836	848	876
	内訳	1号認定	人	824	791	750	761
		2号認定	人	94	91	86	87
	確保の内容	人	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
		特定教育・保育施設	人	1,040	1,040	1,040	1,040
		確認を受けない幼稚園	人	3	3	3	3
		上記以外	人	90	90	90	90
実績値②	利用者	人	1,004	959	927	889	833
		1号認定	人	942	910	874	835
		2号認定	人	62	49	53	57
差異 (②-①)	利用者	人	86	77	91	41	-43
		1号認定	人	118	119	124	74
		2号認定	人	-32	-42	-33	-33

(2)2号認定(保育園・認定こども園)

2号認定(保育園・認定こども園)の実績値をみると、令和4年度までは増加傾向にありましたが、令和5年度以降は減少に転じています。令和6年度は36人見込みを下回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人	1,418	1,389	1,347	1,399	1,470
	確保の内容	人	1,568	1,568	1,568	1,568	1,371
実績値②	利用者		人	1,440	1,472	1,501	1,463
差異 (②-①)	利用者		人	22	83	154	64
							-36

(3) 3号認定(保育所、地域型保育、企業主導型保育等)

3号認定(保育所、地域型保育、企業主導型保育等)は、令和2年度は計画値を上回っていましたが、以降、計画値を下回っており、令和6年度では191人見込みを下回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人	920	966	1011	1005	998
	内訳	0歳児	人	144	148	153	156
		1・2歳児	人	776	818	858	849
	確保の内容(0歳児)	人	197	197	197	197	179
	内訳	特定教育・保育施設	人	188	188	188	170
		地域型保育	人	9	9	9	9
	確保の内容(1・2歳児)	人	786	786	786	786	714
	内訳	特定教育・保育施設	人	735	735	735	663
		地域型保育	人	43	43	43	43
	企業主導型保育施設	人	8	8	8	8	8
実績値②	利用者	人	936	898	924	914	807
	0歳児	人	132	121	131	114	93
	1・2歳児	人	804	777	793	800	714
差異 (②-①)	利用者	人	16	-68	-87	-91	-191
	0歳児	人	-12	-27	-22	-42	-68
	1・2歳児	人	28	-41	-65	-49	-123

(4) 延長保育事業

延長保育事業の実績値(延べ利用者数)は、令和3年度は増加していますが、令和4年度には減少に転じています。令和5年度では2,161人日見込みを下回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人日	19,873	20,219	20,455	21,036	19,777
	確保方策	人日	19,873	20,219	20,455	21,036	19,777
		箇所	18	17	17	17	15
実績値②	利用者	人日	20,093	22,741	20,108	18,875	-
差異 (②-①)	利用者	人日	220	2,522	-347	-2,161	-

(5) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

放課後児童クラブの実績値(登録者数)は、令和3年度は減少していますが、令和4年度には増加に転じています。令和6年度の低学年では63人見込みを下回っていますが、高学年では見込みを上回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人	1,325	1,318	1,317	1,315	1,297
	低学年	人	1,081	1,072	1,060	1,069	1,056
	1年生	人	384	380	383	386	357
	2年生	人	391	370	377	379	390
	3年生	人	306	322	300	304	309
	高学年	人	244	246	257	246	241
	4年生	人	171	170	175	162	161
	5年生	人	56	58	65	64	61
	6年生	人	17	18	17	20	19
	確保方策	人	1,325	1,318	1,317	1,315	1,297
実績値②	登録者数	人	1,269	1,180	1,226	1,217	1,291
	低学年	人	998	938	968	945	993
	1年生	人	376	331	383	353	365
	2年生	人	336	339	310	337	338
	3年生	人	286	268	275	255	290
	高学年	人	271	242	258	272	298
	4年生	人	188	167	168	182	174
	5年生	人	62	59	72	65	99
	6年生	人	21	16	18	25	25
	利用者	人	-56	-138	-91	-98	-6
差異 (②-①)	低学年	人	-83	-134	-92	-124	-63
	1年生	人	-8	-49	0	-33	8
	2年生	人	-55	-31	-67	-42	-52
	3年生	人	-20	-54	-25	-49	-19
	高学年	人	27	-4	1	26	57
	4年生	人	17	-3	-7	20	13
	5年生	人	6	1	7	1	38
	6年生	人	4	-2	1	5	6

(6)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業(延べ利用者数)は減少傾向が続いている、令和5年度で31人日となっています。実績値は計画値より高く、令和5年度では10人日見込みを上回っています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値①	量の見込み	人日	22	21	21	21	21
	確保方策	人日	22	21	21	21	21
実績値②	利用者	人日	60	52	27	31	—
差異 (②-①)	利用者	人日	38	31	6	10	—

(7)地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は現在7箇所で実施しています。地域子育て支援拠点事業(延べ利用者数)は、増加傾向が続いている、令和5年度で37,557人日となっています。実績値は計画値より低く、令和5年度では6,442人日見込みを下回っています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値 ①	量の見込み	人日	41,745	43,083	44,143	43,999	42,712
	確保 方 策	つどいのひろば	箇所	3	3	3	3
実績値 ②	利用者	人日	27,198	25,025	33,066	37,557	—
	確保 方 策	つどいのひろば	箇所	3	3	3	3
差異 (②-①)	子育て支援センター	箇所	4	4	4	4	4
	利用者	人	-14,547	-18,058	-11,077	-6,442	—

(8)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)は年度によって利用量が上下しており、一定の傾向はありませんが、令和5年度の延べ利用者は6,566人日で、計画値を1,106人日下回っています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値①	量の見込み	人日	7,990	7,776	7,467	7,672	8,029
	確保方策	人日	7,990	7,776	7,467	7,672	8,029
実績値②	利用者	箇所	15	15	15	15	15
	利用者	人日	5,527	7,888	9,565	6,566	—
差異 (②-①)	利用者	人日	-2,463	112	2,098	-1,106	—

(9) 幼稚園等以外における一時預かり

幼稚園等以外における一時預かりは、8千人日前後で推移しており、令和5年度では8,652人日となっています。実績値は計画値より低く、令和5年度の延べ利用者は計画値を8,505人日下回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人日	13,386	14,546	15,698	17,157	18,878
	確保方策	人日	13,386	14,546	15,698	17,157	18,878
実績値②	利用者	人日	8,513	7,774	7,908	8,652	—
差異 (②-①)	利用者	人日	-4,873	-6,772	-7,790	-8,505	—

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、令和5年度に132人日となっており、見込み値を大きく上回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人日	27	27	28	28	29
	確保方策	人日	27	27	28	28	29
		箇所	1	1	1	1	1
実績値②	利用者	人日	1	0	0	132	—
差異 (②-①)	利用者	人日	-26	-27	-28	104	—

(11) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、登録会員数は増加しており、利用実績も令和2年度の432人日から令和4年度には972人日と2倍以上に増加しています。令和5年度はやや減少し803人日となっています。利用実績は計画値より高く、令和5年度で425人日上回っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値①	量の見込み	人日	397	388	383	378	371
	確保方策	人日	397	388	383	378	371
実績値②	利用者		人日	432	873	972	803
	登録会員	人	310	336	357	381	—
		まかせて	人	96	99	100	105
		おねがい	人	194	219	239	255
	両方	人	20	18	18	21	—
差異 (②-①)	利用者	人日	35	485	589	425	—

(12)利用者支援事業

利用者支援事業は、計画見込みどおりに基本型・特定型、こども家庭センター型とともに1箇所となっています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値①	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
実績値②	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	基本型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	箇所	0	0	0	0	0

(13)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、対象児童数が計画値より低くなっていますが、訪問率は高い水準で推移しています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値①	対象児童数	人	801	794	788	772	764
	量の見込み	件	801	794	788	772	764
	訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値②	対象児童数	人	643	627	584	510	—
	訪問数	件	622	601	570	501	—
	訪問率	%	96.7	95.9	97.6	98.2	—
差異 (②-①)	対象児童数	人	-158	-167	-205	-262	—
	訪問数	件	-179	-193	-220	-271	—
	訪問率	%	-3.3	-4.1	-2.6	-1.8	—

(14)養育支援訪問事業

養育支援訪問は、年度により増減があるものの、利用実績は計画値を下回っています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値①	量の見込み(訪問世帯数)	人	27	28	29	30	31
	量の見込み(延べ訪問数)	回	27	28	29	30	31
実績値②	年間訪問世帯数	人	12	5	11	16	—
	延べ訪問回数	回	40	22	38	79	—
差異 (②-①)	年間訪問世帯数	人	-15	-23	-18	-14	—
	延べ訪問回数	回	13	-6	9	49	—

(15)妊婦健康診査

妊婦健康診査は、年間対象者数が令和3年度には減少に転じ令和5年度は 522 人となっています。年間対象者数の実績値は、計画値より低く、令和5年度で 205 人下回っています。

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計画値①	0歳児人口推計	人	756	749	742	727	719
	量の見込み	件	904	896	889	872	863
	一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
	健診回数	回	12,656	12,544	12,446	12,208	12,082
実績値②	年間対象者数	人	641	618	554	522	—
	健診回数	回	7,406	7,459	6,611	5,925	—
差異 (②-①)	0歳児人口推計	人	-115	-131	-188	-205	—
	健診回数	回	-5,250	-5,085	-5,835	-6,283	—

2 子ども・子育て支援施策の取り組み状況

本計画を策定するにあたり、前計画期間での各事業の取り組み状況を整理しました。取り組み状況は、各事業の担当者が、あらかじめ決められた評価項目を基準に評価したものです。

(1)評価の基準

各事業の進捗状況、達成度評価、今後の方向性について、以下の評価基準で担当課による評価を実施しました。事業において担当課が複数ある場合は、複数課の評価結果を平均して評価を行いました。

評価	事業の進捗状況	評価	事業の達成度評価	評価	事業の方向性
A	実施	1	十分な成果があった	1	内容を拡大して継続
B	検討・計画中	2	ある程度の成果があった	2	これまで通りに継続
C	未着手	3	あまり成果はなかった	3	内容を改善して継続
D	廃止・終了	4	成果はなかった	4	縮小

(2)事業の進捗状況

計画事業の進捗状況として、実施された事業は 195 事業で全事業の 98% となっています。検討・計画中の事業は 2 事業で全事業の内 1% となっています。

検討・計画中の事業があったのは基本目標3と基本目標4で、それぞれ1事業ずつとなっています。

基本目標-施策の方向	実施		検討・計画中		件数
	件数	割合	件数	割合	
＜基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり＞	38	100%	0	0%	38
(1)子どもの人権の尊重	10	100%	0	0%	10
(2)児童虐待の防止	5	100%	0	0%	5
(3)安全な環境づくり	23	100%	0	0%	23
＜基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり＞	58	100%	0	0%	58
(1)次代の親の育成	9	100%	0	0%	9
(2)心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備	22	100%	0	0%	22
(3)家庭や地域の教育力の向上	9	100%	0	0%	9
(4)多様な体験機会の充実	18	100%	0	0%	18
＜基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり＞	72	99%	1	1%	73
(1)親と子の健康の確保	19	100%	0	0%	19
(2)食育や思春期保健対策の推進	14	100%	0	0%	14
(3)援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策	32	100%	0	0%	32
(4)相談・情報提供体制の充実	7	88%	1	13%	8
＜基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進＞	22	96%	1	4%	23
(1)子育て支援サービスの充実	14	93%	1	7%	15
(2)男女が協力し合う家庭づくり	2	100%	0	0%	2
(3)仕事と生活の調和の推進	6	100%	0	0%	6
＜基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり＞	7	100%	0	0%	7
(1)子育ち・子育てを支える地域づくり	3	100%	0	0%	3
(2)子育て交流の促進	1	100%	0	0%	1
(3)子育てネットワークづくり	3	100%	0	0%	3
総計	197	98%	2	1%	199

■検討・計画中の事業

基本目標	施策の方向	事業	令和5年度の取り組み内容	所管課
<基本目標3> 安心して子どもを産み、育てることができ る環境づくり	(4)相談・情報提供体制の充実	子育てガイドブックの作成	紙媒体による情報発信について、情報の鮮度の点からも見直しが必要であることから、ホームページやSNSによる情報発信を行った。	こども未来課
<基本目標4> 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	(1)子育て支援サービスの充実	保育所や幼稚園、認定こども園の事業等に関する第三者評価の導入の検討	第三者評価の普及状況や制度の有用性について情報収集を行ったが、具体的な導入の検討には至らなかった。	こども未来課

(3)事業の達成度評価

事業の達成度評価では、「十分な成果があった」事業は25事業で全事業の13%となっています。「ある程度の成果があった」事業を加えると全事業の 99%を占めます。

逆に「成果はなかった」事業はなく、「あまり成果はなかった」事業は 2 事業となっています。

基本目標一施策の方向	十分な成果があった		ある程度の成果があった		あまり成果はなかった		成果はなかった		件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	2	5%	36	95%	0	0%	0	0%	38
(1)子どもの人権の尊重	1	10%	9	90%	0	0%	0	0%	10
(2)児童虐待の防止	0	0%	5	100%	0	0%	0	0%	5
(3)安全な環境づくり	1	4%	22	96%	0	0%	0	0%	23
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	4	7%	54	93%	0	0%	0	0%	58
(1)次代の親の育成	1	11%	8	89%	0	0%	0	0%	9
(2)心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備	2	9%	20	91%	0	0%	0	0%	22
(3)家庭や地域の教育力の向上	0	0%	9	100%	0	0%	0	0%	9
(4)多様な体験機会の充実	1	6%	17	94%	0	0%	0	0%	18
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	17	23%	55	76%	1	1%	0	0%	73
(1)親と子の健康の確保	1	5%	18	95%	0	0%	0	0%	19
(2)食育や思春期保健対策の推進	7	50%	7	50%	0	0%	0	0%	14
(3)援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策	8	25%	24	75%	0	0%	0	0%	32
(4)相談・情報提供体制の充実	1	13%	6	75%	1	13%	0	0%	8
基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	2	9%	20	87%	1	4%	0	0%	23
(1)子育て支援サービスの充実	2	13%	12	80%	1	7%	0	0%	15
(2)男女が協力し合う家庭づくり	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%	2
(3)仕事と生活の調和の推進	0	0%	6	100%	0	0%	0	0%	6
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%	7
(1)子育ち・子育てを支える地域づくり	0	0%	3	100%	0	0%	0	0%	3
(2)子育て交流の促進	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	1
(3)子育てネットワークづくり	0	0%	3	100%	0	0%	0	0%	3
総計	25	13%	172	86%	2	1%	0	0%	199

■「あまり成果はなかった」事業

基本目標	施策の方向	事業	令和5年度の取り組み内容	所管課
<基本目標3> 安心して子どもを産み、育てることができ る環境づくり	(4)相談・情報提供体制の充実	子育てガイドブックの作成	紙媒体による情報発信について、情報の鮮度の点からも見直しが必要であることから、ホームページや SNS による情報発信を行った。	こども未来課
<基本目標4> 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	(1)子育て支援サービスの充実	保育所や幼稚園、認定こども園の事業等に関する第三者評価の導入の検討	第三者評価の普及状況や制度の有用性について情報収集を行ったが、具体的な導入の検討には至らなかった。	こども未来課

(4)事業の方向性

今後の事業の方向性については、「これまで通りに継続」とする事業が 192 事業、全体の 96%となっています。

「内容を拡大して継続」とする事業は 6 事業、「内容を改善して継続」とする事業は 1 事業となっています。

基本目標ー施策の方向	内容を拡大して継続		これまで通りに継続		内容を改善して継続		未評価	件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	0	0%	38	100%	0	0%	0	38
(1)子どもの人権の尊重	0	0%	10	100%	0	0%	0	10
(2)児童虐待の防止	0	0%	5	100%	0	0%	0	5
(3)安全な環境づくり	0	0%	23	100%	0	0%	0	23
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	0	0%	52	100%	0	0%	0	58
(1)次代の親の育成	0	0%	9	100%	0	0%	0	9
(2)心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備	0	0%	22	100%	0	0%	0	22
(3)家庭や地域の教育力の向上	0	0%	9	100%	0	0%	0	9
(4)多様な体験機会の充実	0	0%	18	100%	0	0%	0	18
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	4	6%	68	93%	1	1%	0	73
(1)親と子の健康の確保	1	5%	17	90%	1	5%	0	19
(2)食育や思春期保健対策の推進	0	0%	14	100%	0	0%	0	14
(3)援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策	2	6%	30	94%	0	0%	0	32
(4)相談・情報提供体制の充実	1	13%	7	87%	0	0%	0	8
基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	1	4%	22	96%	0	0%	0	23
(1)子育て支援サービスの充実	1	7%	14	93%	0	0%	0	15
(2)男女が協力し合う家庭づくり	0	0%	2	100%	0	0%	0	2
(3)仕事と生活の調和の推進	0	0%	6	100%	0	0%	0	6
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり	1	14%	6	86%	0	0%	0	7
(1)子育ち・子育てを支える地域づくり	1	33%	2	67%	0	0%	0	3
(2)子育て交流の促進	0	0%	1	100%	0	0%	0	1
(3)子育てネットワークづくり	0	0%	3	100%	0	0%	0	3
総計	6	3%	192	96%	1	1%	0	199

■「内容を改善して継続」する事業

基本目標	施策の方向	事業	今後の取り組みの方向性	所管課
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができ る環境づくり	(1)親と子の健康の確 保	特定健診・特定保健指 導の受診促進	特定健診受診率は増加傾向にあるものの伸び悩んでいる。今後は、集団健診の実施方法の検討や、未受診者に対する受診勧奨を継続して実施する。	国保年金課

■「内容を拡大して継続」する事業

基本目標	施策の方向	事業	今後の取り組みの方向性	所管課
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	(1)親と子の健康の確保	母子健康手帳・マタニティマークの交付	こども家庭センター開設に伴い、要支援者の把握と支援の充実、相談支援体制の強化を図る。	こども家庭支援室
	(3)援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策	幼稚園・保育所巡回相談 子育て短期支援事業の利用促進	令和6年度よりスーパーバイザーを導入、相談支援の強化を図る。 事業委託先の新規開拓により、受け入れ態勢の強化を図る。	こども家庭支援室 こども家庭支援室
	(4)相談・情報提供体制の充実	家庭児童相談室	こども家庭センター開設に伴い、相談支援体制の強化を図る。	こども家庭支援室
基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	(1)子育て支援サービスの充実	子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	事業委託先の新規開拓により、受け入れ態勢の強化を図る。	こども家庭支援室
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり	(1)子育ち・子育てを支える地域づくり	地域福祉活動による子育て支援の推進	子育てのネットワークを拡充するとともに、子育て中の親が孤立しないつながりづくりを支援する。	社会福祉課

(5)基本目標別の課題

《 基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり 》

■子どもの人権の尊重

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子どもの人権に関する意識啓発	ある程度達成できた	継続して子どもの人権に関する啓発活動を実施した。コロナ禍における活動の自粛はあったが、イベントの開催や研修会・講演会を通して、理解促進を図る啓発を行った。
②子どもに対する人権尊重の意識づくり	ある程度達成できた	市内の教育・保育現場において、様々な人権問題に関する研修会や講演会を開催した。また、人権センターや児童館、人権啓発協議会などが連携し、人権意識を高める啓発活動を実施した。
③子どもに関する相談・支援体制の充実	ある程度達成できた	各学校において、教員による個に応じた生徒指導の他、全小学校にスクールカウンセラーを配置するなど、組織的な教育相談を実施した。

<今後の課題>

- ・「子どもに対する人権尊重の意識づくり」では、こども基本法の施行により、これまで以上に子どもの人権に関する取り組みが重要となってくることから、教員・保育士の負担を軽減し、資質向上に向けた時間の確保が課題となっている。
- ・相談・支援では達成度評価は高いが、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、いじめや不登校等などの問題が今後深刻化していくことが懸念されており、スクールカウンセラー等の専門家と連携した相談機能の充実が課題として挙げられている。

■児童虐待の防止

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子どもの虐待防止と対応の充実	ある程度達成できた	保育コンシェルジュ、子育て支援センター4か所、つどいのひろば3か所、子育て世代包括支援センター(令和6年度より「こども家庭センター」)を設置し、相談機会の創出を図ることで、子どもの虐待の未然防止と早期発見に努めた。今後始まる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」と合わせ、市民への周知と利用しやすい体制の構築が必要である。

<今後の課題>

- ・保育コンシェルジュ、子育て支援センター、つどいのひろばの利用者の増加に向けた取り組みが課題となっている。
- ・また、民生児童委員の担い手など、人材の確保も課題となっている。

■安全な環境づくり

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①交通安全対策の推進	ある程度達成できた	継続して交通安全意識の啓発、保護者及び関係機関との連携による通学路等の安全確保を図ることができた。 通学路の整備及び安全点検を定期的に行うことで、地域の実態等に応じた学校安全マップを作成し、登下校時の安全確保の向上を図る取り組みを継続して進めます。
②防犯対策の推進	ある程度達成できた	継続して防犯対策を実施できた。 子どもの防犯意識を高めるために、警察等関係機関と連携し、防犯教育や訓練等を実施します。
③防災対策の推進	ある程度達成できた	継続して避難訓練を実施した。避難行動マニュアル及び体制について、実態に即した内容となるよう継続して見直しを実施します。 自主防災組織との連携を強化し、地域の防災リーダーの育成のため防災土養成講座を開催した。

<今後の課題>

- ・安全な環境づくりについては、概ね達成できており、引き続き、現在の取り組みを継続していく方向となっている。
- ・防災対策については、地域の防災リーダーや民生児童委員の担い手の確保が課題となっている。

《 基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり 》

■次代の親の育成

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子育てへの関心の喚起	ある程度達成できた	職場体験等で保育実習を実施することにより、子どもに対する関心を高め、将来保育士になりたいと思う保育士の人材育成の機会を設けた。 子育て支援センターやつどいのひろばにおいて継続して情報提供を行うとともに、子育てアプリのリニューアルや子育て応援サイトの運営など、インターネットでの情報提供を行った。また、移動式遊具を使った子ども遊びイベントを、令和4年度に3回、5年度に2回実施した。
②有害環境対策や非行等問題行動への対応の推進	ある程度達成できた	学校における情報モラルに関する学習や生徒指導を実施した。関係団体と連携し、夜間パトロールや一斉立入調査、相談支援を実施した。

<今後の課題>

- ・インターネットやスマートフォン・アプリなど様々な情報提供活動が実施されているが、欲しい情報に容易に到達できるよう、ホームページなどのプル型メディアと情報を送り届けるプッシュ型のメディア特性に応じた情報提供が課題となっている。
- ・有害環境対策や非行等問題行動への対応では、専門性を有する関係機関との連携が必要となっている。

■心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①教育・保育内容の充実	達成できた	保育士の資質向上のための研修を継続して実施するとともに、オンライン等の研修体制の充実や保育周辺業務の負担軽減、教育・保育サービスレベルの標準化を図るため、保育業務支援システムの導入を検討した。また、公立保育所民営化等実施計画にもとづき、木津川台保育園の民営化、やましろ保育園分園の本園統合、いづみ保育園及びやましろ保育園の認定こども園化を実施した。
②学校教育内容の充実	ある程度達成できた	継続して基礎学力の向上に向けた事業に取り組んだ。特に、GIGAスクール構想の具現化に向け、ネットワーク環境の整備、一人一台のタブレット環境の構築に取り組み、コロナ禍における学習機会の継続に努めた。 一人一台の端末環境を活用することで、児童生徒一人ひとりに応じた学習教材の提供や家庭学習の充実を図った。
③教育・保育施設・設備の整備・充実	ある程度達成できた	保育施設の老朽が進んでおり、部分的な修繕等を講じるにとどまっている。公立保育所民営化等実施計画と整合をとりながら、中長期的な整備計画の検討が必要である。 小中学校については、木津小学校及び相楽小学校の老朽化した校舎の改築等を実施した。

<今後の課題>

- ・今後、人口が減少していく中で、教育・保育の適切な供給量の確保と多様なニーズに対応したサービスの提供が課題となっている。
- ・ICT を活用し、保育士の負担を軽減することで保育の質の向上を図る。
- ・デジタル教科書の活用や CBT 等、学校教育におけるネットワーク負荷の増大が想定されるため、引き続き安定したネットワーク環境の整備を検討する必要がある。
- ・教育・保育施設・設備については、施設の老朽が進んでおり、中長期的な整備計画の検討が必要となっている。

■家庭や地域の教育力の向上

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①家庭の子育て力の向上	ある程度達成できた	保育コンシェルジュ、子育て支援センター4か所、つどいのひろば3か所、子育て世代包括支援センター(令和6年度より「こども家庭センター」)を設置し、相談機会の創出を図ることができた。利用者数の増加に向けた取り組みとして、今後始まる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」と合わせ、市民への周知と利用しやすい体制の構築が必要である。
②地域人材の育成・活用	ある程度達成できた	地域ボランティアと連携し、登下校時の見守りや放課後子ども教室等の活動を実施した。また、学校支援ボランティアの登録を推進し、地域で支える学校教育推進事業(地域学校協働本部)を実施した。

<今後の課題>

- ・保育コンシェルジュ、子育て支援センター、つどいのひろばの利用者の増加に向けた取り組みが課題となっている。
- ・地域の人材については、事業スタッフやボランティアの確保、コーディネーターの育成が課題となっている。

■多様な体験機会の充実

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①多様な体験・交流機会の充実	ある程度達成できた	小中学校において、スポーツ・レクリエーションや芸術鑑賞、地域の歴史や文化財を活用した授業など、多様な体験機会の創出を図った。
②次代を担う若者の自立の支援	ある程度達成できた	キャリアパスポート事業として児童生徒の自分の良さを見つめ直し、自己のキャリア形成に生かす教育を行った。また、インターネット中継でトヨタ自動車から外部講師を招いてオンライン授業を実施した。

<今後の課題>

- ・関西文化学術研究都市の特性を活かした交流や学習活動の充実、地域の企業や研究機関、大学との連携が課題となっている。
- ・市内に多く存在する歴史的文化財の積極的な活用が必要となっている。

《 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり 》

■親と子の健康の確保

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①妊産婦保健対策の充実	達成できた	妊婦健診や不妊治療への助成、乳幼児健診や相談、マタニティ広場や産後ケア事業など、各事業を継続して着実に実施できた。
②保護者の健康の保持・増進の推進	ある程度達成できた	国民健康保険者に対し特定健康診査等を実施した。また、特定保健指導の対象者には、専門職による指導を実施した。
③医療体制の充実	ある程度達成できた	相楽休日応急診療所を継続して開設するとともに、小児救急電話相談番号とあわせ、乳児全戸訪問等の際に周知を行った。

<今後の課題>

- ・子ども家庭センター開設に伴う要支援者の把握と支援の充実、相談支援体制の強化が課題となっている。

■食育や思春期保健対策の推進

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①食育の推進	ある程度達成できた	食育推進委員会の事業計画や、各校で作成する食に関する年間指導計画に則して、発達段階に応じた食育の指導を継続し、食に関する指導の充実を図った。
②学校等保健対策の充実	達成できた	継続した園により、食育だよりの配付、懇談等により、生活習慣・食習慣に関する啓発を行った。
③思春期の心身の健康の保持・増進	ある程度達成できた	各中学校において、喫煙・飲酒・薬物乱用防止学習を実施した。また、児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施した。

<今後の課題>

- ・食物アレルギーに係る事故は子どもの命に関わるため、マニュアルの整備と運用、教職員の研修等、アレルギー対応の徹底が必要となっている。
- ・食育や生活習慣、非行防止教育について、継続した啓発活動が必要となっている。

■援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①障がいのある子どもに対する施策の充実	ある程度達成できた	乳幼児健診や相談、訪問などにより、障がいの早期発見に努めるとともに、障がい児介配の配置等支援を要する児童の計画的な受入及び個別の指導計画を作成した。また、医療的ケア児を安全に受入れるための「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、医療的ケア児の受入を行った。
②子どもの貧困対策 (ア)経済的負担の軽減	達成できた	継続して、市内市立幼稚園在園児保護者への保育料補助、日用品・文房具等や副食費の補助を行った。京都府の補助制度に加え、市独自制度で対象を拡充し、子どもの医療費の補助を行った。令和5年12月からは、さらなる制度の拡充を行った。
②子どもの貧困対策 (イ)ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進	ある程度達成できた	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などのひとり親支援、生活保護費の支給など経済的な支援を行うとともに、相談窓口や相談員の設置、養育支援訪問などの相談支援を継続的に実施した。
③外国籍の子どもへの支援	ある程度達成できた	日本語学習支援員を配置し、外国籍の児童生徒に対して、授業内容の理解の支援を行った。

<今後の課題>

- ・障害児通所支援事業を中心とした各種サービスについて、支援が必要な児童への制度周知を行うとともに、関係機関における連携と地域社会への参加包容の推進が必要となっている。
- ・こども家庭センターの開設に伴う要支援者の把握と関係機関との連携など相談体制の強化が必要となっている。

■相談・情報提供体制の充実

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子育て関連情報の提供、相談体制の充実	ある程度達成できた	子育て支援センターやつどいのひろばにおいて継続して情報提供を行うとともに、子育てアプリのリニューアルや子育て応援サイトの運営など、インターネットでの情報提供を行った。また、乳児家庭全戸訪問をはじめ、発達相談や健康相談、DV相談など個別の相談事業を継続して実施した。

<今後の課題>

- ・子育て応援サイトや市ホームページの見直しとともに、市公式LINEや子育てアプリの運用方法について見直しを行い、必要な情報を必要な人に分かりやすく届けることが課題となっている。
- ・こども家庭センターの開設に伴い関係機関との連携など切れ目のない相談・支援体制の強化の推進が課題となっている。

《 基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進 》

■子育て支援サービスの充実

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①多様な地域子ども・子育て支援事業等の提供	ある程度達成できた	第2期子ども・子育て支援事業計画にもとづき、必要なサービス提供量及び体制を確保することで、待機児童0を継続した。
②保育事業の質の向上	ある程度達成できた	保育士の資質向上のための研修を継続して実施するとともに、オンライン等の研修体制の充実や保育周辺業務の負担軽減、教育・保育サービスレベルの標準化を図るため、保育業務支援システムの導入を進めた。
③保育士確保事業	ある程度達成できた	継続して市内の民間こども園の職員待遇改善事業に対して補助を行った。また、民間こども園との合同就職説明会を実施し、新規雇用を促進した。

<今後の課題>

- ・子育て支援事業等について、多様なニーズに対応できるようICT等の活用により業務の効率化を図り、市民への情報発信を強化、利用者が利用しやすい体制づくりが必要となっている。
- ・保育士の確保では、指定保育士養成施設など関係機関との連携による人材確保、待遇改善、ICT等を活用した働きやすい魅力的な職場環境づくりが課題となっている。

■男女が協力し合う家庭づくり

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①家庭の協力体制の確立	ある程度達成できた	男女共同参画に係る講座や父親保育参加の促進行事など、継続して啓発活動を実施した。

<今後の課題>

- ・男性・女性に関わらず、保護者が子どもに向き合い、子育てについての責任を果たせるよう、人権講座やイベントの開催などを通して家庭生活の役割を分担し、協力し合う子育てのさらなる啓発が必要である。

■仕事と生活の調和の推進

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子育て支援の職場環境づくりの推進	ある程度達成できた	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの情報提供など啓発を行った。また、職員が仕事と家庭生活を両立できるよう、特定事業主行動計画に沿って、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進した。
②生涯学習やボランティア活動の促進	ある程度達成できた	生涯学習講座やボランティアグループの活動発表と体験講座を開催した。また、生涯学習やボランティアに関する情報提供を行った。

<今後の課題>

- ・子育て支援の職場環境づくりを推進するため、より一層の積極的な情報発信が必要となっている。
- ・生涯学習について、サークル活動の活性化や親子で参加しやすい講座の開設が必要となっている。
- ・ボランティアの未来の担い手に向け、体験会や入門講座などを実施し、ボランティアについて知ってもらう機会の創出が必要となっている。

《 基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり 》

■子育ち・子育てを支える地域づくり

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①地域の子育て力の向上	ある程度達成できた	子育てネットワーク連絡会を開催し、子育て支援関係団体の事業報告や意見交換を行った。また、地域で子育てを支える事業として、ファミリーサポートセンターの運営を行った。

<今後の課題>

- ・子育てサロンや高齢者のサロンが交流できる機会を増やし、世代間の交流を促進する。
- ・子育てサークルのネットワーク拡充や立ち上げ支援が必要となっている。

■子育て交流の促進

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子育て交流機会の提供	ある程度達成できた	子育て支援センターやつどいのひろばにおいて継続して交流の場を提供するとともに、子育てアプリや子育て応援サイトなどで情報提供を行った。また、移動式遊具を使った子ども遊びイベントを、令和4年度に3回、5年度に2回実施した。子育てサロン、子育てサークル、おもちゃやの図書館活動など、社会福祉協議会を通じ積極的に交流活動を実施した。

<今後の課題>

- ・子育て支援センターやつどいのひろばなど、交流の場の利用者数の増加に向けた取り組みが必要である。
- ・今後始まる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」と合わせ、市民への周知と利用しやすい体制の構築が必要である。

■子育てネットワークづくり

<評価>

主な事業	目標(方向)の達成度評価	評価の理由
①子育て支援ネットワークの構築	あまり達成できていない	子育て支援センターやつどいのひろばにおいて継続して子育て相談、子育て支援に関する各種講座の開催、子育てサークルの育成などを実施した。また、子育てネットワーク連絡会を開催し、子育て支援関係団体の事業報告や意見交換を行った。

<今後の課題>

- ・子育て支援ネットワークの構築においては、NPO 法人や地域の子育て支援団体との連携が課題となっている。

3 施策展開における視点

(1) 地域力の向上

アンケート調査からは、子育てに大きく影響すると思われる環境について、「地域」という回答が前回調査に比べ減少していました。また、近所づきあいの程度も付き合いがない方が4割を占めており、「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」や「外に出るのが好きではない」との回答も前回調査より1割以上増加しています。

今後、少子高齢化に伴う人口減少、個人の価値観や生活様式の多様化によって人と人とのつながりが弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になり、互いの顔が見えにくい状況が広がっていくことが懸念されます。さらに、生活課題が多様化・複雑化し、行政の対応だけでは解決が難しい課題が増加していくことも考えられます。

幼児期の成長は、こどもが地域への愛着を育む大切な時期であるため、地域全体で子育て世代を支えることは、保護者だけでなく、こどもにとっても良好な成育環境につながります。そのため、公的な子ども・子育て支援策に加え、地域福祉の取り組みを重視し、子育て支援における地域の力を高めることが重要な課題となります。

(2) 欲しい人に届く情報提供の仕組みづくり

アンケートの自由記述の中には、分かりやすい情報提供に関する記述が多くみられました。第2期の子ども・子育て支援の取り組み評価においても、情報提供における課題が挙げられています。

子ども・子育て支援施策では、様々な支援事業が展開されており、子育ての当事者が支援事業すべてを把握することはできません。そのため、支援が必要な家庭に適切に情報が伝わるような情報提供の一体的な取り組みが必要です。インターネットの活用も増加していることから、容易に探せるホームページの工夫やSNSでの情報発信などの取り組みや、情報が届きにくい家庭への取り組みなどを検討していく必要があります。

また、情報はメディアだけでなく、人づてに伝わっていくことから、地域の催しやイベントなどを通じての交流会の開催などで、情報を交換する機会を設けていくことも重要になります。同じ子育て世代との交流は、情報の流通だけでなく、悩みや不安の軽減にもつながってくるため、地域力を高めていくためにも、積極的に交流機会を設定することが求められます。

(3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

アンケート結果からは、いくつかの設問で経済的負担の軽減を求める回答が多くなっていました。未就学児の保護者、小学生の保護者とともに、今後重視してほしいところについて、「子育てに係る経済的負担の軽減」が最も多く挙げられており、前回調査よりも割合は多くなっています。近年の物価高や経済の低迷などによって、経済的な負担感は増していると考えられます。

貧困調査結果からも、生活困難（困窮層）では、「子どもの教育や将来の教育費」の悩みが多く、今後重視してほしいところについて、「子育てに係る経済的負担の軽減」は7割以上になっています。

（4）相談体制の充実

アンケート調査結果からは、子育て（教育を含む）に関する相談先の有無について、「相談できる人・場所がある」が前回調査より減少しています。理由として「人づきあいが苦手だから」、「誰に相談していいのかわからない」が多くなっています。

第2期の子ども・子育て支援施策の取り組み状況からは、保育コンシェルジュ、子育て支援センター、つどいのひろばなどの利用者の増加に向けた取り組みが課題となっています。

子育てにおいては、子どもの成長に伴って新たな悩みが生じるため、保護者は何らかの不安を常に抱えている状況にあります。したがって、情報提供だけでなく、多様な相談窓口の整備も重要です。核家族化が進む中で、相談できる相手が身近にいない場合や、専門的な内容を聞きたい場合などに対応できる総合的な相談窓口の設置が必要です。子育て家庭が社会から孤立せず、安心して子育てができる環境を整えるために、ICTを活用したコミュニケーション手段の検討も課題です。

（5）国の動向への対応

全国的な少子高齢化や人口減少社会に加え、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化など、子育てを取り巻く社会構造が大きく変化しています。

そのような中、令和5年4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「子ども基本法」が施行され、同年12月には「子ども大綱」が閣議決定されました。

そこでは、常に子どもの利益を第一に考え、子どもを権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

本計画は、現行の計画を継承しつつ、「子ども大綱」や子ども基本法にもとづく「子ども計画」へとつながる計画として位置づける必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画並びに関連計画の構想・理念は以下のようになっています。

《第2次 木津川市総合計画 後期基本計画》

■まちの将来像

子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川

■まちの将来像のイメージ

- 幸せを実感できる住みよさがある
- 新しい価値や魅力が常に生み出されている
- 人口が増加し、地域に元気がある

《木津川市デジタル田園都市構想総合戦略》

■地域ビジョン

幸せ実感 デジタル共創都市 木津川

これまでに計画していた大規模開発が一段落するものの、人口減少の抑制のためには子育て・子育ちのまちづくりをさらに進め、「こどもや若者が将来において木津川市へ想いを持てるまちづくり」と「すべての方が住み慣れた地域で幸せを感じられるまちづくり」を目指す。

《第2次 木津川市教育振興基本計画》

■めざす子ども像

共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる“きづがわっ子”

いつも夢をもち、自分や他者を大切にし、どんな困難な状況にあっても、共に粘り強く対処し、共に喜び、未来を切り拓いていくことのできる「生きる力」にあふれた、“きづがわっ子”を育てていきます。

こども基本法が令和4年に成立し、令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。こども基本法第10条では、市町村は、国のかども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。本計画である「子ども・子育て支援事業計画」は、必ずしもこども計画と一体的に策定する必要はありませんが、将来的にはこども計画と一体的に策定することを予定しています。

そのため、本計画はこども大綱の施策に関する重要事項を見据え、さらに第2期の「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、第2期の基本理念、上位計画並びに関連計画の構想・理念を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

基本 理 念

こどもたちの笑顔を未来へ ～「生きる力」にあふれた子育て・子育ち支援～

こどもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、様々な環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って育まれ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるまちを目指します。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちを目指します。

そして、いつも夢をもち、自分や他者を大切にし、どんな困難な状況にあっても、粘り強く対処し、未来を切り拓いていくことのできる「生きる力」にあふれた、“きづがわっ子”を育てていきます。

2 施策展開についての基本的考え方

計画の基本理念を実現するために、施策体系を「ライフステージを通した施策」「ライフステージ別の施策」「子育て当事者の施策」の3つに分け、子育て支援施策を展開します。

ライフステージを通した施策

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、すべてのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

- (1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもへの切れ目のない保健、医療体制
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーの支援
- (7) 犯罪などからこどもを守る取り組み

ライフステージ別の施策

子育て当事者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期を経て、大人になるまで続くものです。本計画では思春期までのライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく施策を展開します。

- (1) こどもの誕生から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期

子育て当事者の施策

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こどもの健やかな成長のために重要であり、これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

3 施策の体系

こどもたちの笑顔を未来へ ～「生きる力」にあふれた子育て・子育ち支援～

こどもの誕生から幼児期まで

学童期・思春期

ライフステージ別の施策

(1) こどもの誕生から幼児期まで

- ①切れ目ない保健、医療の確保
- ②こどもの成長の保障と遊びの充実

(2) 学童期・思春期

- ①質の高い公教育の実現等
- ②居場所づくり
- ③小児医療体制、こころのケアの充実
- ④いじめ防止
- ⑤不登校のこどもへの支援

こども

ライフステージを通した施策

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもへの切れ目ない保健、医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーの支援
- (7) 犯罪などからこどもを守る取り組み

子育て当事者

子育て当事者への支援施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き、共育ての推進
- (4) ひとり親家庭への支援

第5章 施策の展開

1 ライフステージを通した施策

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

こどもは、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、今とこれからにとての最善の利益を図っていかなければなりません。このことを、広く市民が理解・認識できるように、意識啓発を進めます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
1	こどもの権利に関する啓発 [人権推進課]	各種イベントや人権センターで、こどもの人権に関する啓発活動を行っています。 また、ファミリーサポート事業講習会に職員を派遣し、「こどもの権利条約」についての理解促進や啓発活動を行っています。	継続
2	人権感覚を育む保育・教育の推進 [学校教育課] [こども未来課]	各学校において、人権の重要性についての学習(同和問題・女性問題・障がい者問題等)を実施しています。 人権保育の充実を図るため、保育士人権学習会及び研修会への参加、園内での研修・意見交換の他、保育協会による研修を実施しています。	継続
3	関係機関との連携による人権教育の推進 [人権推進課]	木津川市人権教育指導者連絡会を組織し、様々な人権問題についての研修の場として定例会を実施し、啓発映像教材の視聴や講演を実施しています。 また、市内各保・幼・小・中学校等に対し人権研修講師料助成を行っています。	継続

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こどもたちが遊びや多様な活動を通して、心身ともに健やかに成長できるように、地域との連携により多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場の提供を充実します。

また、こども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信を持って行動できるように、こどもの意見を反映する機会やこどもの能力を発揮する機会づくりに努めます。

さらに、次の世代の親となる若者が、社会に出て精神的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、就労支援を進めるとともに、職業能力等向上のための機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
4	児童館活動の充実 [こども未来課]	児童が自由に来館して、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだり、こどもの居場所づくりの役割を担っています。また、体験学習や各種教室など、多様な遊びや体験の機会を提供しています。	継続
5	公民館事業の推進 [社会教育課]	公民館講座や生涯学習講座、市民講座を開催し、学習機会の充実を図り、生涯学習への参加を促進しています。	継続
6	スポーツ・レクリエーション活動の推進 [社会教育課]	スポーツ推進委員と連携して各種事業を実施しています。小学生陸上教室、マイパック大会、ニュースポーツを楽しむ日などを実施し、今後の推進活動に向けて、ニュースポーツなどの各種研修を実施しています。	継続
7	地域の文化財を学ぶ機会の充実 [文化財保護課]	各学校へ木津川市の歴史を学ぶ総合的な学習の時間に講師を派遣しています。	継続
8	社会科副読本の充実と活用 [学校教育課]	市立小学校の教職員で作成した社会科副読本「わたしたちの木津川市」を地域学習に活用しています。	継続
9	芸術演劇鑑賞事業の活用 [学校教育課]	本物の文化・芸術に触れる機会を持つため、演劇や音楽などの芸術演劇鑑賞を行っています。	継続
10	図書館における子育て支援 [社会教育課]	図書館では、おはなし会、お楽しみ会、映画鑑賞、図書館体験を実施しています。 また、新小学1年生に図書館スタートセットを配布するとともに、ブックスタート事業へ絵本リストを提供しています。	継続
11	放課後子ども教室の推進 [社会教育課]	小学校区を拠点に家庭・地域・学校・行政が連携し、地域の大人の見守りの中、自由に遊べ、学べる場所を提供する活動を行っています。	継続
12	こどもの意見表明の機会づくり [社会教育課]	木津川市「少年の主張大会」、相楽「少年の主張大会」などのこども達の意見表明の機会づくりを行っています。	継続
13	大学や近隣企業等と連携した取り組みの推進 [学校教育課]	インターネット等を活用し、企業や大学等から外部講師を招き、オンライン授業を実施しています。	継続
14	日本語学習支援員の配置 [学校教育課]	日本語学習支援員を配置し、外国籍や日本語が不自由な児童生徒に対して、授業内容の理解の支援を行っています。	継続
15	遊び場の充実 [こども未来課] [管理課]	常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場、ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザインを取り入れた遊具や施設の更新・整備など、遊び場のあり方や魅力ある公園づくりについて検討を進めます。	新規

(3)こどもへの切れ目のない保健、医療体制

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるように、マタニティ広場の実施による妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

さらに、男女ともに保護者の健康を保持・増進するため、生活習慣病の予防、若い時から適切な食事・運動・睡眠等をとることの重要性についての啓発を進めます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
16	乳幼児健康診査の受診促進 [こども家庭支援室]	対象者に個別通知を行うとともに、欠席者には、翌月に再受診の機会を設けることで、異常の早期発見、保護者からの相談機会の創出に努めています。	継続
17	予防接種 [健康推進課]	定期予防接種を個別医療機関で実施しています。乳児全戸訪問時、予診票、予防接種ガイドラインを配布しています。	継続
18	健康づくりや生活習慣病予防の意識啓発 [健康推進課] [国保年金課]	食生活改善推進員によるバランス食の普及、特定保健指導時に生活習慣改善に対する意識向上、すこやか木津川21プランに基づく健康づくり事業等による啓発活動を行っています。 国民健康保険等の被保険者に対し各実施計画に基づき、健康診査等の保健事業を実施しています。	継続
19	医療費の助成(子育て支援医療、ひとり親医療) [国保年金課]	こどもが医療機関にかかった場合の、健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分を助成しています。	継続
20	相楽休日応急診療所の運営・周知 [健康推進課]	市広報、市ホームページに休日応急診療所の開設日等を掲載しています。また、乳児全戸訪問事業にて、相楽休日応急診療所について説明しています。	継続
21	こどもの食への関心の醸成 [健康推進課] [こども未来課]	小中学生を対象に食育レシピコンテストを実施、入賞作品のレシピを市内商業施設等に配架し周知しています。正しい食習慣を身につけられるよう、食育だよりの発行や食育を取り入れた保育を実施しています。 また、「5分間スタディ」や栄養教諭による食に関する指導を実施しています。	継続
22	望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた啓発 [学校教育課] [こども未来課]	園だより、食育だよりの配付や食育指導等により、生活習慣・食習慣に関する啓発を行っています。 また、「早寝・早起き・朝ごはん」のため生活習慣、食習慣の確立に向けた保護者への啓発を行っています。	継続
23	学校等における健康診断や健康教育、健康相談の推進 [学校教育課] [こども未来課]	学校保健安全法に基づく健康診断に加え、健康教育や健康相談を実施しています。 また、保育園等では、内科、歯科、眼科、耳鼻科検診及び身体測定について実施しています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
24	感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育の推進 [学校教育課]	保健体育の授業の一環として性に関する教育やエイズ予防、生活習慣病の予防等を実施しています。 また、希望する市内中学校で助産師による講演会を実施しています。	継続

(4) こどもの貧困対策

こどもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供するため、子育ての経済的負担の軽減を図ります。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
25	市内私立幼稚園保護者負担軽減補助金 [こども未来課]	市内私立幼稚園に在園している児童の保護者に対し、保育料の補助を実施しています。	継続
26	育英資金交付事業 [学校教育課]	経済的な理由により、高等学校等への進学が困難な家庭に対し、育英資金交付基金の範囲内で援助を実施しています。	継続
27	子育て支援医療制度 [国保年金課]	こどもが医療機関にかかった場合の、健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分を助成しています。令和5年12月から、助成対象を拡充しています。(0歳から満18歳に達する日の年度末までの児童)。	継続
28	実費徴収にかかる補足給付事業 [こども未来課]	生活保護受給者世帯のこどもが、特定教育・保育施設を利用する際に要する日用品、文房具等に係る費用(給食費以外)の補助を行います。	継続
29	要保護・準要保護世帯の児童生徒にかかる学用品費等の就学援助 [学校教育課]	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対し、児童生徒に平等な教育の機会を与えることを目的に、学校給食費や学用品費の援助を行っています。	継続
30	生活困窮者に対する相談支援(「生活困窮者自立支援法」に基づく相談窓口の開設) [暮らしサポート課]	市役所内や各支所に相談窓口を設置しているほか、訪問相談などを実施し、生活困窮者への相談支援を行っています。また、相談者の課題に応じて関係機関と連携して支援を行うなど柔軟な対応を行っています。	継続
31	ハローワーク等との連携による就労支援 [暮らしサポート課]	ハローワークと就労支援員との連携により、生活困窮者やひとり親の就労支援を実施しています。	継続
32	こども家庭センターの充実 [こども家庭支援室]	こども家庭センターを開設し母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化することで、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。	新規

(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援

障がいの早期発見・早期対応を進めるとともに、安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。

また、子どもの成長に応じた適切な療育・保育・教育が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
33	発達相談 [こども家庭支援室]	臨床心理士による相談を実施しています。発達状況のアセスメント、子どもの特性への理解と育児への助言などを行っています。	継続
34	幼稚園・保育所巡回相談 [こども家庭支援室]	子どものすこやかな成長を目的に集団生活での効果的な保育者の関わり方や環境調整について助言を行います。また、スーパーバイザーを配置し相談支援の体制強化を図ります。	拡大
35	関係機関との連携強化による教育相談、療育相談の充実 [こども家庭支援室] [学校教育課]	子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関(教育・保育施設やこども家庭センター、児童発達支援センターなど)と連携を図っています。 特別な教育支援を必要とする幼児・児童・生徒の就学・進学に際し、保護者との相談を重視し、専門家の意見を聞くなどして、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学を支援するため教育支援委員会を開催しています。	継続
36	障害福祉サービス事業 [社会福祉課]	障がいのある児童について、障害福祉サービス(居宅介護、行動援助、短期入所など)の支給を行っています。	継続
37	障害児通所支援事業 [社会福祉課]	療育が必要な児童について、障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の支給を行っています。	継続
38	個別の指導計画や教育支援計画の作成と取り組み [学校教育課] [こども未来課]	個別の指導計画や教育支援計画を作成し個々の状況に応じた指導を行っています。また、障がい児加配の配置等支援を要する児童生徒について、加配検討会議を隨時開催し弾力的な受入れの継続など受入れ体制の強化や、専門的な研修等を実施し保育士の資質向上を図っています。	継続
39	特別支援教育の推進 [学校教育課] [こども未来課]	保育コンシェルジュが関係機関との連携を図るなど、保護者の相談に寄り添い、支援を要する児童の支援を行っています。 また、障がい等のある児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、専門的な知識と技術を要する教職員の養成と特別支援教育支援員の計画的な配置を行っています。	継続
40	関係機関との連携による障がいのある子どもの支援 [学校教育課] [社会福祉課]	特別支援学校や通級指導教室等と連携し、障がいのある子どもの就学支援、教育支援を行っています。 また、基幹相談支援センターとして社会福祉法人いづみ福祉会に相談業務を委託し、障がいのある子どもについて、相談支援を行っています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
41	保育所等への医療的ケア児の受入 [こども未来課]	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備するなど、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図っています。また、きょうだい児の保育利用について、利用調整基準点の見直しを行い、医療的ケア児を抱える家庭の負担軽減を図っています。	新規

(6)児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーの支援

全国的に社会問題ともなっている増加が著しい子どもの虐待については、基本的人権の侵害であり、犯罪であることを市民に広く啓発するとともに、通報窓口の周知を進めます。児童虐待に適切に対応するため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や関係団体等の連携を強化します。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
42	市民に対する児童虐待に関する意識啓発と通報窓口の周知 [こども家庭支援室]	担当課窓口にて、リーフレットや啓発物品を設置しています。また、市ホームページにて通告窓口の周知を図っています。	継続
43	育児のハイリスク者等の早期発見・早期介入 [こども家庭支援室] [こども未来課]	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して訪問を実施し、養育に関する指導及び助言または具体的な援助を行うことにより、子育て家庭が抱える養育上の諸問題の解決及び軽減を図り、当該家庭において適切な児童の養育が可能となるよう支援を行っています。 また、保育コンシェルジュ、子育て支援センター、つどいのひろば、こども家庭センターなど、相談機会の創出を図り、気軽に相談できるような支援体制に努め、関係機関と連携し早期発見及び支援につなげています。	継続
44	要保護児童対策地域協議会など関係団体等との連携強化 [こども家庭支援室] [社会福祉課]	要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施し、情報共有や連携の強化を図っています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
45	ヤングケアラーの支援 [こども家庭支援室] [こども未来課] [高齢介護課] [学校教育課]	一人ひとりの環境に応じた支援のため、庁内関係課や関係機関と連携し、相談体制の充実など重層的な支援体制の強化を図ります。	新規
(32)	こども家庭センターの充実(再掲) [こども家庭支援室]	こども家庭センターを開設し母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化することで、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。	新規

(7) 犯罪などからこどもを守る取り組み

こどもを犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、こどもの見守り体制の強化に努めます。

また、こどもを交通事故から守るため、道路の危険箇所の点検や改修、交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、警察をはじめ幼稚園や保育所、認定こども園、学校、関係機関、地域団体等が協力し、交通マナーやモラルの向上など、交通安全教育・運動を推進します。

さらに、大規模地震等の災害時に適切に対応できるよう、防災教育や訓練、地域における避難訓練等防災体制の確立を進めます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
46	青少年関係団体との連携による有害環境の浄化 [社会教育課]	有害環境の浄化活動として、「覚せい剤等乱用防止」に係る街頭啓発活動、「恭仁京盆踊り」夜間パトロール、「南加茂台夏祭」夜間パトロール、「木津川祭」夜間パトロール、「いごもり祭」夜間パトロールを実施しています。	継続
47	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育の推進及びSNSに係る非行防止教育の推進 [学校教育課] [健康推進課]	各中学校にて喫煙・飲酒防止学習や、薬物乱用防止についての講演を実施しています。	継続
48	携帯電話やスマートフォン等の安全な使い方の啓発やモラル等適切な指導 [学校教育課] [社会教育課]	各学校で、情報モラルについて資料を活用した学習を行っています。 例年、木津警察署と連携し、青少年の健全な育成に関する条例に基づく一斉立入調査を実施しています。令和5年度は木津警察署から提示された研修動画を上映しました。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
49	登下校の安全を見守るボランティアの活動支援 [学校教育課]	ボランティアの方が安心して活動していただけるよう、ボランティア保険への加入と資材の提供を行っています。	継続
50	木津川市通学路安全推進会議による通学路の安全確保 [学校教育課]	通学路等の安全を確保するため、木津川市子供の移動経路／通学路等の交通安全プログラムを策定し、教育委員会を中心に関係機関である警察、学校・園関係者、国・府・市の道路管理者、交通安全対策関係者が年2回通学路等の安全推進会議・合同点検を実施して安全確保を図っています。	継続
51	こどもに対する交通安全教育の推進 [学校教育課] [こども未来課]	交通安全教室の実施と、警察署より交通安全動画を配布され、各小中学校に配布し啓発に努めています。 また、保育所において交通安全講習会を実施しています。	継続
52	自転車通学安全補助金(ヘルメット購入補助金)の支給 [学校教育課]	自転車通学の生徒に通学用ヘルメット購入補助金を交付しています。	継続
53	防犯意識向上のための訓練等の定期的な実施 [学校教育課]	教職員の防犯意識向上のために、各校で防犯管理体制の定期的な見直しを行っています。 また、こどもの防犯意識向上のため、各学校において不審者侵入を想定した防犯訓練を実施しています。	継続
54	地域実態に応じた学校安全マップの活用 [学校教育課]	児童生徒の安全に関する意識の向上及び危険予測・回避能力の育成、また、こどもの見守り活動の推進を図るため、各学校単位で学校安全マップを作成しています。	継続
55	青色パトロール事業の推進 [学校教育課] [総務課]	犯罪の抑止やこどもの見守り、地域住民の防犯意識の高揚を図るため、青色パトロールを実施しています。	継続
56	小学校入学時の防犯ブザーの配付 [学校教育課]	小学校入学時に防犯ブザーを配布し、使い方を指導しています。	継続
57	危機管理マニュアルの再点検と危機管理体制の整備 [学校教育課] [こども未来課]	各学校において危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制の整備を行っています。 教育・保育施設において避難行動計画等を作成しており、再点検と危機管理体制の確認等を行っています。	継続
58	防災ジュニアリーダーの育成 [危機管理課]	中学生を対象とした防災ジュニアリーダー講座を実施し、防災に関する知識や技術を習得させ、将来の防災リーダー候補を育成します。	新規
59	学校等における避難訓練等防災教育の実施 [学校教育課] [こども未来課]	防災意識向上のために、各学校において、避難訓練を実施しています。防災ハンドブックを作成し、幼稚園、小・中学校で配布しています。 幼稚園・認定こども園・保育施設で避難訓練を毎月実施しています。	継続

2 ライフステージ別の施策

(1) 子どもの誕生から幼児期まで

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進していきます。

また、地域や家庭の環境にかかわらず、すべての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図っていきます。

①切れ目ない保健、医療の確保

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
60	母子健康手帳・マタニティマークの交付 [こども家庭支援室]	妊娠届出者へ母子健康手帳・マタニティマークを交付するとともに、保健師などが面接し、母子保健事業の周知、妊娠婦健康診査の勧奨、保健指導や出産の準備などの情報提供を行います。 また、電話・来所・訪問等、随時の相談にも応じることで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	拡大
61	妊娠婦健康診査受診券等の交付 [こども家庭支援室]	妊娠産褥期間を心身ともに健康に過ごすとともに、新生児・乳児の健康の保持及び増進を図るため、妊娠婦健康診査費用・新生児聴覚検査費用・1か月児健康診査費用について、公費により助成を行っています。	継続
62	マタニティ広場の推進 [こども家庭支援室]	これから出産を迎える家族を対象に、出産後の赤ちゃんとの生活をイメージできるよう、体験、実習、交流を通して保健師や栄養士などがサポートしています。	継続
(16)	乳幼児健康診査の受診促進(再掲) [こども家庭支援室]	対象者に個別通知を行うとともに、欠席者には、翌月に再受診の機会を設けることで、異常の早期発見、保護者からの相談機会の創出に努めています。	継続
63	乳幼児健康診査未受診者への対策強化 [こども家庭支援室]	健診未受診児は、電話・家庭訪問により、子どもの様子を把握し、異常の早期発見、保護者からの相談機会の創出に努めています。	継続
64	乳幼児健康相談 [こども家庭支援室]	保健指導や栄養指導等を実施しています。対象者に個別通知を行い、欠席者には、翌月に再受診の機会を設けています。	継続
65	乳児家庭全戸訪問事業 [こども家庭支援室]	保健師が生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
66	不妊治療等給付事業 [こども家庭支援室]	不妊・不育治療に要する費用の一部助成を実施しています。	継続
(17)	予防接種(再掲) [健康推進課]	定期予防接種を個別医療機関で実施しています。乳児全戸訪問時、予診票、予防接種ガイドラインを配布しています。	継続
67	養育支援訪問事業 [こども家庭支援室]	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭で適切な養育ができるよう支援しています。	継続
68	産後ケア事業 [こども家庭支援室]	産後ケアを必要とする出産後1年までの母子を対象に、宿泊または日帰りで助産師や看護師等の専門スタッフが母親の健康管理、赤ちゃんの授乳や沐浴等、相談や指導を行っています。	継続
69	国民健康保険税産前産後軽減事業 [国保年金課]	国民健康保険の被保険者で妊娠85日以降に出産した方を対象に、産前産後の国民健康保険税の軽減を行います。	新規
(32)	こども家庭センターの充実(再掲) [こども家庭支援室]	こども家庭センターを開設し母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化することで、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。	新規

②こどもの成長の保障と遊びの充実

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
70	保幼小連携教育の推進 [学校教育課] [こども未来課]	幼児期の教育・保育から小学校教育へスムーズに移行できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、こども園・保育園・幼稚園と小学校との懸け橋期の教育充実のための事業を実施しています。	継続
71	質の高い教育・保育の提供体制の確保 [こども未来課]	オンライン等の研修体制の充実やICTを活用した保育士の働き方の見直しなど、教育・保育サービスレベルの向上及び標準化を図っています。	継続
72	公民連携による多様な教育・保育ニーズへの対応 [こども未来課]	保護者ニーズに柔軟に対応できる教育・保育の提供体制を強化するため、関係部局と連携し、認定こども園を2園(いづみこども園、やましろこども園)開設しました。 公民連携により、新たな子育て支援施策の展開にあたり、民間活力の活用について検討しています。	継続
73	教育・保育施設の整備・充実 [こども未来課]	安全な教育・保育環境を提供するため、空調の整備や厨房機器の更新、遊具の整備など設備の整備や修繕を実施しています。	継続
74	病児・病後児保育事業の推進 [こども未来課]	令和5年度より山城総合医療センターに委託し、体調不良児の保育を行っています。 また教育・保育施設へ病児・病後児保育事業の周知を行い、利用率の向上を図っています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
75	地域子育て支援拠点事業 [こども未来課]	子育て支援センター・つどいのひろばにおいて、子育て相談、子育て支援に関する各種講座の開催、子育てサークルの育成などを実施しています。	継続
76	利用者支援事業 [こども未来課] [こども家庭支援室]	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供などのサポートを行っています。	継続
77	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) [こども未来課]	保護者の就労状況に関係なく、保育所等にこどもを預けることや保育士等に育児相談ができる制度です。令和8年度からの実施に向け体制の整備を進めます。	新規
(41)	保育所等への医療的ケア児の受入(再掲) [こども未来課]	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備するなど、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図っています。また、きょうだい児の保育利用について、利用調整基準点の見直しを行い、医療的ケア児を抱える家庭の負担軽減を図っています。	新規
(63)	乳幼児健康診査未受診者への対策強化(再掲) [こども家庭支援室]	健診未受診児は、電話・家庭訪問により、こどもの様子を把握し、異常の早期発見、保護者からの相談機会の創出に努めています。	継続
78	保育士等の人材確保 [こども未来課]	民間事業所との合同就職説明会を実施し、新規雇用を促進しています。また、ICTを活用した保育士の働き方の見直しや保育士の待遇改善を進めています。	継続
79	保育ICTの推進 [こども未来課]	ICTを活用し保育士の働き方の見直しを進めることで、保育の質の向上、保護者の利便性の向上を図ります。	新規

(2)学童期・思春期

学童期は、こどもが身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期です。この時期には、自己肯定感や道徳心、社会性が育まれ、こどもたちは自分のことを客観的に見つめる力がつき、善悪の判断や規範意識が形成されます。また、集団生活を通じて様々な課題に直面し、その中で自分の役割や責任を自覚するようになります。学童期のこどもたちには、直面する課題に全力で取り組み、成功体験を積み重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成長が始まり、それに伴って心と体が大きく変化する時期です。この時期には、自分の内面に気づき始め、他人や社会との関わりの中で自分の存在意義や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していきます。しかし、同時に自分自身に対して様々な葛藤を抱えたり、学業や家族、友人関係、恋愛に悩んだりする繊細な時期もあります。思春期のこどもたちが自己肯定感を高め、成長環境の制約によって進路選択が制限されないように支えることが大切です。

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の実現等

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
80	個別最適な学びの展開 [学校教育課]	児童生徒の実態に応じて、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心に応じた課題学習等を取り入れ、児童生徒一人ひとりが自分に応じた学習活動や学習課題に取り組めるよう授業改善を進めています。	継続
81	協働的な学びの展開 [学校教育課]	児童生徒が自分の考えを深め、他者とのかかわりの中で課題を見出し、協働して解決していく力を育成しています。 集団での学習活動において、他者との意見交流を通じ様々な考え方につれて触れることで、自分の考えを見直し深める「協働的な学び」につなげています。	継続
82	読書活動の推進 [学校教育課]	木津川市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)を踏まえ、読書活動の充実や身近に本がある環境づくりなど、創造力や表現力の育成を推進しています。	継続
83	キャリア教育の推進 [学校教育課]	道徳教育の一環としての授業や、キャリアパスポート事業として児童生徒の自分の良さを見つめ直し、自己のキャリア形成に生かす教育を行っています。	継続
84	情報教育の推進 [学校教育課]	ICT機器の整備を進め、情報活用能力体系表に基づきICT活用能力と情報モラルの育成を推進しています。	継続
85	グローバル化に対応できる人材の育成 [学校教育課]	夏休みに児童が英語を身近に感じ親しむ機会として英語イベントレッスンを実施するなど、外国語指導助手(ALT)や小学校指導講師(JTE)の効果的な活用や国際交流事業の充実により、国際社会で活躍できる力をはぐくむ教育を推進しています。	拡大
86	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 [学校教育課]	現在社会が抱えている様々な問題解決を図り、持続可能な社会の実現に向けて行動するために、学校教育全体を通してESD教育を推進しています。	継続
87	小・中学校の施設・設備の整備・充実 [教育総務課]	児童生徒が学習や活動に集中できる快適な環境及びバリアフリー等に対応した安心・安全な施設の整備を計画的に進めています。	継続
88	学校の情報化や図書・教材の整備など、教育環境の充実 [学校教育課]	多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備、学校の情報化や図書・教材・教具の整備等、教育環境の充実に努めています。	継続
(14)	日本語学習支援員の配置(再掲) [学校教育課]	日本語学習支援員を配置し、外国籍や日本語が不自由な児童生徒に対して、授業内容の理解の支援を行っています。	継続
(23)	学校等における健康診断や健康教育、健康相談の推進(再掲) [学校教育課] [こども未来課]	学校保健安全法に基づく健康診断に加え、健康教育や健康相談を実施しています。 また、保育園等では、内科、歯科、眼科、耳鼻科検診及び身体測定について実施しています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(24)	感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育の推進(再掲) [学校教育課]	保健体育の授業の一環として性に関する教育やエイズ予防、生活習慣病の予防等を実施しています。 また、希望する市内中学校で助産師による講演会を実施しています。	継続
(21)	こどもの食への関心の醸成(再掲) [健康推進課] [こども未来課]	小中学生を対象に食育レシピコンテストを実施、入賞作品のレシピを市内商業施設等に配架し周知しています。正しい食習慣を身につけられるよう、食育だよりの発行や食育を取り入れた保育を実施しています。 また、「5分間スタディ」や栄養教諭による食に関する指導を実施しています。	継続
89	給食におけるアレルギー一対応の徹底 [学校教育課] [こども未来課]	市内給食センターの施設状況に合わせ、アレルギー対応事務処理要領を作成し、アレルギー対応を実施しています。 また、定期的にアレルギー対応協議を実施し、食材について家庭と連携しながら個別の確認を徹底しています。	継続
(22)	望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた啓発(再掲) [学校教育課] [こども未来課]	園だより、食育だよりの配付や食育指導等により、生活習慣・食習慣に関する啓発を行っています。 また、「早寝・早起き・朝ごはん」のため生活習慣、食習慣の確立に向けた保護者への啓発を行っています。	継続

②居場所づくり

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(4)	児童館活動の充実(再掲) [こども未来課]	児童が自由に来館して、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだり、こどもの居場所づくりの役割を担っています。また、体験学習や各種教室など、多様な遊びや体験の機会を提供しています。	継続
(5)	公民館事業の推進(再掲) [社会教育課]	公民館講座や生涯学習講座、市民講座を開催し、学習機会の充実を図り、生涯学習への参加を促進しています。	継続
(10)	図書館における子育て支援(再掲) [社会教育課]	図書館では、おはなし会、お楽しみ会、映画鑑賞、図書館体験を実施しています。 また、新小学1年生に図書館スタートセットを配布するとともに、ブックスタート事業へ絵本リストを提供しています。	継続
(11)	放課後子ども教室の推進(再掲) [社会教育課]	小学校区を拠点に家庭・地域・学校・行政が連携し、地域の大人の見守りの中、自由に遊べ、学べる場所を提供する活動を行っています。	継続

③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(19)	医療費の助成(子育て支援医療、ひとり親医療)(再掲) [国保年金課]	こどもが医療機関にかかった場合の、健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分を助成しています。	継続
(20)	相楽休日応急診療所の運営・周知(再掲) [健康推進課]	市広報、市ホームページに休日応急診療所の開設日等を掲載しています。また、乳児全戸訪問事業にて、相楽休日応急診療所について説明しています。	継続
90	学校での生徒指導や教育相談の充実 [学校教育課]	各学校において、教員による個に応じた生徒指導の他、教育相談活動やカウンセラーによる組織的な教育相談を実施しています。	継続
91	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携 [学校教育課]	すべての小学校にスクールカウンセラーを配置し、3 中学校にそれぞれ 1 名の教育相談員を配置しています。 教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した教育相談体制を強化しています。	継続
92	教育支援センターの充実 [学校教育課]	適応指導教室から教育支援センターとして名称を改め、不登校児童生徒の支援を行っています。また、令和5年11月より教育支援センター加茂教室を開室しています。	拡大

④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(83)	キャリア教育の推進(再掲) [学校教育課]	道徳教育の一環としての授業や、キャリアパスポート事業として児童生徒の自分の良さを見つめ直し、自己のキャリア形成に生かす教育を行っています。	継続

⑤いじめ防止

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(90)	学校での生徒指導や教育相談の充実(再掲) [学校教育課]	各学校において、教員による個に応じた生徒指導の他、教育相談活動やカウンセラーによる組織的な教育相談を実施しています。	継続
(91)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携(再掲) [学校教育課]	すべての小学校にスクールカウンセラーを配置し、3中学校にそれぞれ1名の教育相談員を配置しています。 教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した教育相談体制を強化しています。	継続
(92)	教育支援センターの充実(再掲) [学校教育課]	適応指導教室から教育支援センターとして名称を改め、不登校児童生徒の支援を行っています。また、令和5年11月より教育支援センター加茂教室を開室しています。	拡大

⑥不登校のこどもへの支援

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(90)	学校での生徒指導や教育相談の充実(再掲) [学校教育課]	各学校において、教員による個に応じた生徒指導の他、教育相談活動やカウンセラーによる組織的な教育相談を実施しています。	継続
(91)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携(再掲) [学校教育課]	すべての小学校にスクールカウンセラーを配置し、3中学校にそれぞれ1名の教育相談員を配置しています。 教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した教育相談体制を強化しています。	継続
(92)	教育支援センターの充実(再掲) [学校教育課]	適応指導教室から教育支援センターとして名称を改め、不登校児童生徒の支援を行っています。また、令和5年11月より教育支援センター加茂教室を開室しています。	拡大
(32)	こども家庭センターの充実(再掲) [こども家庭支援室]	こども家庭センターを開設し母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化することで、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。	新規

3 子育て当事者への支援施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を感じたり、仕事との両立に悩んだりしないようにすることが重要です。過度な使命感や負担を感じることなく、自己肯定感と余裕を持ってこどもと向き合える環境を整えることが、子どもの健やかな成長にとって大切です。

そのため、幼児教育・保育の無償化など、幼児期から切れ目のない負担軽減を着実に実施していきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(25)	市内私立幼稚園保護者負担軽減補助金(再掲) [こども未来課]	市内私立幼稚園に在園している児童の保護者に対し、保育料の補助を行います。	継続
(26)	育英資金交付事業 (再掲) [学校教育課]	経済的な理由により、高等学校等への進学が困難な家庭に対し、育英資金交付基金の範囲内で援助を実施しています。	継続
(27)	子育て支援医療制度 (再掲) [国保年金課]	こどもが医療機関にかかった場合の、健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分を助成します。令和5年12月から、助成対象を拡充しています。(0歳から満18歳に達する日の年度末までの児童)。	継続
(28)	実費徴収にかかる補足給付事業(再掲) [こども未来課]	生活保護受給者世帯のこどもが、特定教育・保育施設を利用する際に要する日用品、文房具等に係る費用(給食費以外)の補助を行います。	継続
(29)	要保護・準要保護世帯の児童生徒にかかる学用品費等の就学援助 (再掲) [学校教育課]	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対し、児童生徒に平等な教育の機会を与えることを目的に、学校給食費や学用品費の援助を行います。	継続
93	幼児教育・保育の無償化(補足給付) [こども未来課]	低所得世帯及び多子世帯(第3子以降)のこどもが、特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等を利用する際に要する給食費のうち、副食費の補助を行います。	継続

(2)地域子育て支援、家庭教育支援

地域全体で子育て家庭を支えるため、在宅で子育てをしている家庭も含め、すべての子どもと家庭を対象に、虐待予防の観点からも様々な支援を推進します。子育て当事者の気持ちに寄り添い、相談や情報提供を積極的に行います。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
94	待機児童の解消 [こども未来課]	就学前児童の推移や入所申込の状況を見極めながら、国基準に遵守した保育定員の調整を図り、待機児童ゼロを継続します。	継続
95	一時預かり事業の推進 [こども未来課]	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要に応じて保護を行います。	継続
(74)	病児・病後児保育事業の推進(再掲) [こども未来課]	令和5年度より山城総合医療センターに委託し、体調不良児の保育を行っています。 また教育・保育施設へ病児・病後児保育事業の周知を行い、利用率の向上を図っています。	継続
96	子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) [こども家庭支援室]	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育や保護を行っています。	拡大
97	ファミリー・サポート・センター事業 [こども未来課]	乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人の相互援助活動に関する連絡や調整を行っています。	継続
(75)	地域子育て支援拠点事業(再掲) [こども未来課]	子育て支援センター・つどいのひろばにおいて、子育て相談、子育て支援に関する各種講座の開催、子育てサークルの育成などを実施しています。	継続
(76)	利用者支援事業(再掲) [こども未来課] [こども家庭支援室]	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供などのサポートを行っています。	継続
(77)	こども誰でも通園制度(再掲) [こども未来課]	保護者の就労状況に関係なく、保育所等にこどもを預けることや保育士等に育児相談ができる制度です。令和8年度からの実施に向け体制の整備を進めます。	新規
98	放課後児童クラブ事業 [学校教育課]	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図っています。	継続
99	子育て交流機会の創出 [社会福祉課] [こども未来課]	子育てサロン、子育てサークル、おもちゃの図書館活動など、社会福祉協議会を通じ積極的に交流活動を実施しています。また、子育て支援センター・つどいのひろばにおいて、子育て相談、子育て支援に関する各種講座の開催、子育てサークルの育成などを実施しています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
100	地域の子育て支援団体との連携の促進 [社会福祉課] [こども未来課]	社会福祉協議会主催の子育てネットワーク連絡会において、子育て支援関係団体がそれぞれの事業について報告や今後必要と思われる取り組みについて話し合うなど、情報共有の充実を図ります。	拡大
101	老人クラブ活動等世代間交流活動の促進 [高齢介護課]	学校の社会科の学習として、老人クラブ活動等世代との交流を図っています。こども世代との交流事業により、こどもの見守り活動や地域支え合い活動を推進しています。	継続
102	木津川市地域で支える学校教育推進事業(地域学校協働本部) [社会教育課]	5中学校区に地域学校協働本部を設置し、地域コーディネーターを中心に小中学校からの支援要望に基づき、地域ボランティアの協力で学校支援事業を実施しています。	継続
103	コミュニティ活動の支援 [社会福祉課]	子育てに関して、孤立感を持ちがちな保護者をつなぎ、保護者同士の交流を推進するために、「子育てサロン」といったコミュニティ活動や子育てサークルの立ち上げを支援しています。	継続
104	親の子育てに対する相談・サポート体制の充実 [こども家庭支援室] [こども未来課]	乳幼児健診・乳幼児相談等を実施するとともに、随時の来所・電話相談や家庭訪問を行っています。 保育コンシェルジュ、子育て支援センター4か所、つどいのひろば3か所、こども家庭センターなど、相談機会の創出を図り、気軽に相談できるような支援体制に努めています。	継続
105	保護者の学びの支援 (子育て講座、父親教室等) [こども未来課]	つどいのひろばにおいて、乳幼児期の子育て中の親子が気軽に集い、子育て講座や親子教室の開催による親子のふれあい交流を通じて、保護者(父・母)協働による取り組みを実施しています。	継続
106	多様な媒体による情報発信の推進 [学校教育課] [こども未来課]	開かれた学校を目指し、すべての学校でホームページを開設し、学校の概要や特色、行事等を公開しています。 また、子育て応援サイトや市ホームページの見直しとともに、市公式LINEや子育てアプリの運用方法について見直しを行い、一体的な子育て支援情報の発信に努めています。	継続

(3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内での育児負担が女性に偏っている現状を改善し、夫婦が協力して子育てを行い、職場や地域社会全体がそれを支援する社会を目指して、共働き・共育てを推進します。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
107	男女共同参画の推進 [人権推進課]	「男女共同参画週間」に市内商業施設にて街頭啓発を実施しています。また、DVD上映会やおしゃべり会を実施し、男女共同参画について考える機会を設定しています。	継続

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
(105)	保護者の学びの支援 (子育て講座、父親教室等)(再掲) [こども未来課]	つどいのひろばにおいて、乳幼児期の子育て中の親子が気軽に集い、子育て講座や親子教室の開催による親子のふれあい交流を通じて、保護者(父・母)協働による取り組みを実施しています。	継続
108	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発 [人権推進課]	ワーク・ライフ・バランスの促進を図るため、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や講座を実施します。	継続

(4)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が直面する様々な課題や個別のニーズに対応するため、児童扶養手当等の経済的支援に加え、各家庭の親子の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
109	高等職業訓練促進等給付金の支給 [こども家庭支援室]	ひとり親家庭の親が就職に有利で生活の安定に資する資格を取得するために、一定期間、専門的な教育や訓練を受ける際に給付金を支給しています。	継続
110	自立支援教育訓練給付金の支給 [こども家庭支援室]	ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップを目指して教育や訓練を受ける際、経済的な支援を行うため給付金を支給しています。	継続
111	母子・父子自立支援員による相談の推進 [こども家庭支援室]	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じたり自立に必要な情報提供及び指導を行う母子・父子自立支援員を1名配置しています。	継続
112	経済的支援(ひとり親家庭医療費助成制度、児童扶養手当、母子家庭奨学金) [国保年金課] [暮らしサポート課] [こども家庭支援室] [こども未来課]	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成など、ひとり親支援、生活保護費の支給など経済的な支援を行っています。	継続

第6章 教育・保育等の量の見込みと提供体制

1 将来フレーム（将来のこども人口）

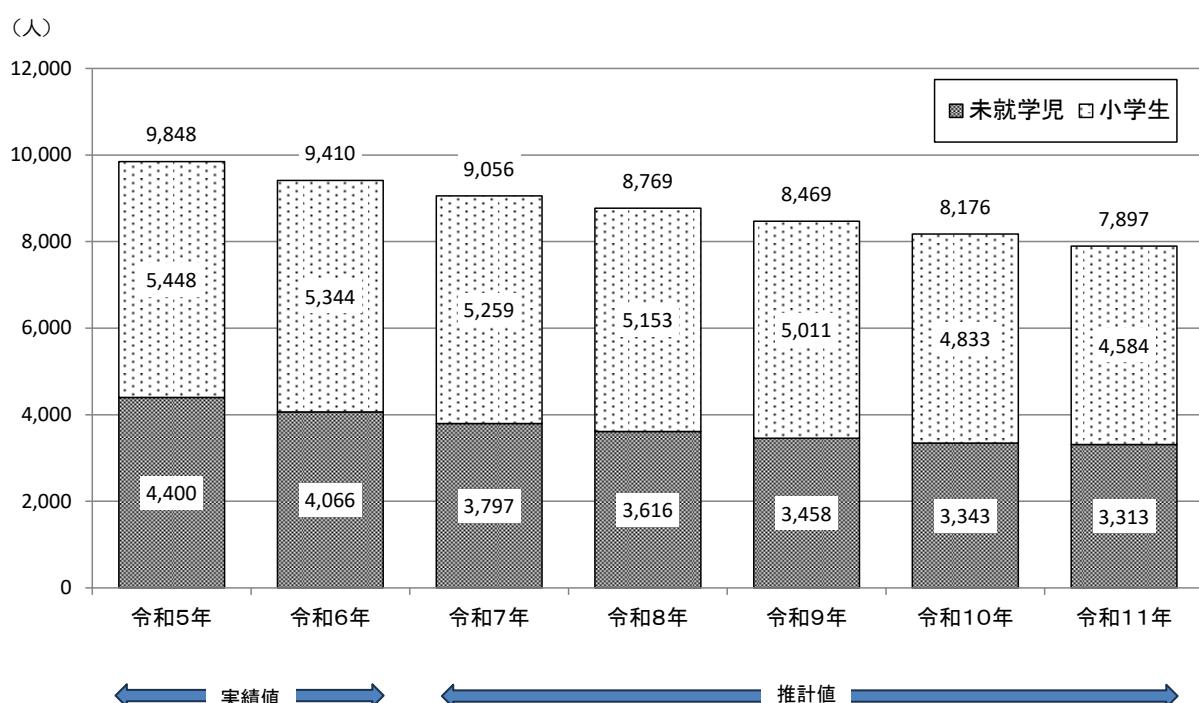
子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しており、0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めました。

【推計方法】

- ◇市の人口ビジョンでは、減少する人口に対して、目指すべき将来の人口目標が設定されているため、本計画期間内の実際の人口推移との差異が生じる可能性がある。
- ◇本計画では、実質的な人口の推移を予測するという観点から、令和3年から令和6年の住民基本台帳(各年3月末)における性別・年齢1歳階級別の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計することとした。
- ◇「変化率」は令和3→4年、令和4→5年、令和5→6年の平均値を採用。
- ◇0歳人口は、15～49歳の女性人口に出生率を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

市全体の未就学児は、令和6年の4,066人から減少し、令和11年には3,313人となる見通しです。また、小学生人口は、令和6年の5,344人から減少し、令和11年には現在の約86%の4,584人となる見通しです。

なお、人口動態については流動的であるため、計画期間内の人口推移に留意し、必要に応じて中間見直しを行うこととします。



(単位:人)

	実績値		推計値					
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
未就学児	4,400	4,066	3,797	3,616	3,458	3,343	3,313	
0歳	571	486	528	520	516	514	517	
1歳	667	575	514	558	550	546	544	
2歳	727	668	587	525	569	561	557	
3歳	757	723	679	597	534	578	570	
4歳	852	756	727	683	601	538	582	
5歳	826	858	762	733	688	606	543	
小学生	5,448	5,344	5,259	5,153	5,011	4,833	4,584	
6歳(小1)	869	838	869	772	743	698	615	
7歳(小2)	887	871	847	878	780	751	705	
8歳(小3)	896	885	872	848	879	781	752	
9歳(小4)	891	893	884	871	847	878	780	
10歳(小5)	967	890	896	887	874	850	881	
11歳(小6)	938	967	891	897	888	875	851	

資料:実績値は住民基本台帳(各年3月末時点)

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

市は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

第3期計画においても、第2期計画を継承し、教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

- ① 認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業(区域設定の必要な12事業)の提供区域は、次表のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	提供区域	考え方
延長保育事業 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育を実施する	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、現状どおり、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において一定期間養育・保護を行う	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等を行う	市内全域	利用状況等を踏まえ、現状どおり、市内全域とします。
一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施する	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、現状どおり、市内全域とします。
病児・病後児保育事業 病児または病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施する	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
利用者支援事業 こどもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、現状どおり、市内全域とします。
妊娠婦健康診査事業 妊娠婦が定期的に行う健診費用を助成する	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等を行う	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
産後ケア事業 出産後、心身のケアや育児サポートが必要な場合に、保健指導やケアを行い、安心して子育てができるよう支援を行う	市内全域	市内全域とします。
妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、母子保健や子育てに関する情報の提供等の援助を行う	市内全域	市内全域とします。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 保護者の就労状況に関係なく、保育所等にこどもを預け育児相談等を行う	市内全域	市内全域とします。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和6年度の実績をもとに、推計人口に学校教育・保育の利用率(年齢別人口に対する、利用者数の割合)を乗じて量の見込みを算出しました。

幼稚園等の利用率は、令和6年度を基準値とし、意識調査における潜在的幼稚園ニーズの減少を加味し、令和2年度からの令和6年度までの減少率を加味して算出しました。

保育所等の利用率は、令和2年度から令和6年度までの実績が増加していることから保育ニーズの増加ととらえ、令和2年度から令和6年度までの増加率を加味して算出しました。

【提供体制・確保方策の考え方】

第2期計画期間においては、幼児教育・保育の無償化や多様化する保育ニーズを見極めながら、弾力的な運用により供給量の確保を図ってきました。今後は、人口減少への転換期を迎える中で、保育ニーズについては依然として高い水準を維持しながら緩やかに減少することが想定されます。異次元の少子化対策などによる保育ニーズの変化を注視しながら、年齢や地域の実情に応じた適切な提供体制構築のために有効な確保方策を検討します。

地域型保育事業については、教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可を行いません。

公立幼稚園については、その在り方や役割等を考慮しながら適正な供給量の確保に努めるとともに、認定こども園への移行について検討します。

なお、公立幼稚園及び公立保育所については、「木津川市公立保育所民営化等実施計画」「木津川市公立幼稚園再編実施計画」に基づき、施設の統合・再編、民間移管等のあらゆる手法を用いて、待機児童対策及び適切な集団規模での教育・保育の提供に向けて取り組みを進めるとともに、計画の見直しについても検討を進めます。

(1) 1号認定(幼稚園、認定こども園等)(2号認定の幼稚園の利用希望を含む)
の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	764	709	642	607	597
内 訳	1号認定	人	711	660	598	565	556
	2号認定	人	53	49	44	42	41
確保の内容②		人	775	775	775	775	775
内 訳	特定教育・保育施設	人	565	565	565	565	565
	確認を受けない幼稚園	人	160	160	160	160	160
	上記以外	人	50	50	50	50	50
差異(②-①)		人	11	66	133	168	178

(2) 2号認定(保育所、認定こども園等)の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	1,395	1,316	1,210	1,177	1,176
確保の内容②		人	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569
差異(②-①)		人	174	253	359	392	393

(3) 3号認定(保育所、地域型保育、企業主導型保育等)の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	772	770	812	819	832
内 訳	0歳児	人	101	100	99	98	99
	1歳児	人	280	310	311	314	318
確保の内容②		人	964	964	964	964	964
内 訳	0歳児	人	157	157	157	157	157
	特定教育・保育施設	人	141	141	141	141	141
	地域型保育	人	16	16	16	16	16
	1歳児	人	363	363	363	363	363
	特定教育・保育施設	人	333	333	333	333	333
	地域型保育	人	22	22	22	22	22
	企業主導型保育施設地図	人	8	8	8	8	8
	2歳児	人	444	444	444	444	444
	特定教育・保育施設	人	414	414	414	414	414
	地域型保育	人	22	22	22	22	22
差異(②-①)	企業主導型保育施設地図	人	8	8	8	8	8
		人	192	194	152	145	132

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

【事業概要】

対象: 2号認定(3歳~5歳)、及び3号認定(0歳~2歳)の乳幼児

内容: 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和5年度の利用率を基準値とし、保育所等の利用者を乗じて量の見込みを算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

就労形態の多様化等に伴う延長保育のニーズに対応するため、引き続き保育所や認定こども園において延長保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人日	16,288	15,512	14,834	14,341	14,212
確保方策②	人日	16,288	15,512	14,834	14,341	14,212
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【事業概要】

対象: 小学校1年生から6年生まで

内容: 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

【量の見込みの考え方】

推計人口に放課後児童クラブの利用率(学年別人口に対する、利用者数の割合)を乗じて量の見込みを算出しました。

利用率は、令和6年度の利用率を基準値とし、意識調査における「放課後児童ク

ラブ(学童保育)」の利用意向から、学年ごとの増加率を加味して設定しました。

【提供体制、確保策の考え方】

意識調査における放課後児童クラブの利用意向などを踏まえ、必要な設備や人材確保などの環境整備に努め、安全・安心な居場所の確保を図ります。また、民間学童の拡充や、長期休暇中の利用など、多様化する保護者ニーズへの対応を検討します。

■市全体

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	1,289	1,263	1,232	1,187	1,117
低学年	人	994	967	938	885	829
1年生	人	379	340	331	314	280
2年生	人	329	345	310	303	288
3年生	人	286	282	297	268	261
高学年	人	295	296	294	302	288
4年生	人	172	174	174	184	168
5年生	人	100	99	97	95	98
6年生	人	23	23	23	23	22
確保方策②	人	1,289	1,263	1,232	1,187	1,117
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

①木津地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	87	83	84	83	81
1年生	人	22	22	25	23	22
2年生	人	23	20	20	23	21
3年生	人	20	20	18	17	19
4年生	人	12	12	12	11	11
5年生	人	8	7	7	7	6
6年生	人	2	2	2	2	2
確保方策②	人	87	83	84	83	81
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

②相楽地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	95	89	87	86	85
1年生	人	33	19	23	25	24
2年生	人	24	30	18	21	23
3年生	人	19	21	26	15	18
4年生	人	11	12	13	16	10
5年生	人	6	6	6	7	8
6年生	人	2	1	1	2	2
確保方策②	人	95	89	87	86	85
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

③高の原地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	60	56	60	53	50
1年生	人	18	14	20	10	13
2年生	人	15	16	13	18	9
3年生	人	12	13	14	11	15
4年生	人	9	7	8	9	7
5年生	人	5	5	4	4	5
6年生	人	1	1	1	1	1
確保方策②	人	60	56	60	53	50
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

④相楽台地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	72	69	66	60	62
1年生	人	24	16	17	14	20
2年生	人	15	22	15	16	13
3年生	人	17	13	19	13	14
4年生	人	10	11	8	12	8
5年生	人	5	6	6	4	6
6年生	人	1	1	1	1	1
確保方策②	人	72	69	66	60	62
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑤木津川台地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	49	49	48	47	43
1年生	人	14	14	14	12	9
2年生	人	12	13	12	13	11
3年生	人	11	10	11	11	11
4年生	人	8	6	6	7	7
5年生	人	3	5	4	3	4
6年生	人	1	1	1	1	1
確保方策②	人	49	49	48	47	43
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑥梅美台地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	158	153	147	145	133
1年生	人	45	43	39	40	29
2年生	人	39	41	39	35	37
3年生	人	34	33	35	34	31
4年生	人	23	20	20	22	21
5年生	人	13	13	11	11	12
6年生	人	4	3	3	3	3
確保方策②	人	158	153	147	145	133
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑦州見台地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	118	119	116	117	108
1年生	人	31	36	31	32	26
2年生	人	34	28	33	29	29
3年生	人	21	29	24	29	25
4年生	人	19	13	18	15	18
5年生	人	10	11	7	10	8
6年生	人	3	2	3	2	2
確保方策②	人	118	119	116	117	108
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑧城山台地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	484	486	475	450	415
1年生	人	144	133	123	118	102
2年生	人	131	132	121	112	108
3年生	人	112	111	114	105	97
4年生	人	58	68	70	68	64
5年生	人	33	33	38	38	36
6年生	人	6	9	9	9	8
確保方策②	人	484	486	475	450	415
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑨加茂地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	58	56	50	48	48
1年生	人	16	16	11	13	14
2年生	人	15	14	14	10	12
3年生	人	12	13	12	12	9
4年生	人	9	7	8	8	8
5年生	人	5	5	4	4	4
6年生	人	1	1	1	1	1
確保方策②	人	58	56	50	48	48
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑩恭仁地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	10	11	9	9	7
1年生	人	3	3	2	2	1
2年生	人	2	3	3	2	2
3年生	人	3	2	2	2	1
4年生	人	1	2	1	2	2
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	10	11	9	9	7
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑪南加茂台地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	29	29	28	25	22
1年生	人	11	8	8	4	4
2年生	人	6	10	7	8	4
3年生	人	6	5	8	6	7
4年生	人	3	4	3	5	4
5年生	人	2	2	2	2	3
6年生	人	1	0	0	0	0
確保方策②	人	29	29	28	25	22
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑫上狛地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	23	23	24	25	22
1年生	人	8	6	8	8	4
2年生	人	4	7	6	7	7
3年生	人	5	4	6	5	6
4年生	人	3	3	2	4	3
5年生	人	3	2	2	1	2
6年生	人	0	1	0	0	0
確保方策②	人	23	23	24	25	22
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

⑬棚倉地区

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人	46	40	38	39	41
1年生	人	10	10	10	13	12
2年生	人	9	9	9	9	12
3年生	人	14	8	8	8	8
4年生	人	6	9	5	5	5
5年生	人	6	3	5	3	3
6年生	人	1	1	1	1	1
確保方策②	人	46	40	38	39	41
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

■放課後子ども教室

【事業概要】

対象:放課後子ども教室を開設している小学校区の1年生から6年生まで

内容:市内13小学校区のうち、現在7校区で、それぞれの地域の実情に合わせた放課後子ども教室を実施しています。家庭、地域、学校、行政が連携し、地域の大人の見守りの中、自由に遊べ、学べる場所を提供しています。

【提供体制、確保策の考え方】

すべての児童に多様な体験活動の場を提供できるよう、すべての小学校区で放課後子ども教室と放課後児童クラブの校内交流型または連携型による実施を目指し、未開設校へのさらなる働きかけを展開します。また、引き続き、放課後児童クラブと放課後子ども教室がより一層連携して事業を実施・運営できるよう、各小学校区の協議会を活用し定期的に協議することで、スタッフの連携や両事業の情報共有に努め、事業内容の充実を図ります。その他、放課後こども教室実施日には、特別教室、体育館、運動場、図書室等の小学校の余裕教室の活用を図るとともに、運営委員会を設置し、事業の検証・評価等を行い運営方法等について検討します。

(3)子育て短期支援事業

【事業概要】

対象:0歳～小学校6年生

内容:保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育や保護を行います。

【量の見込みの考え方】

0～11歳の推計人口に、令和5年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

要保護児童等への支援を行うため今後も継続して事業を実施するとともに、事業委託先の新規開拓により、受け入れ態勢の強化を図ります。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人日	27	25	24	24	23
確保方策②	人日	27	25	24	24	23
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

対象:就学前児童(0~3歳)及びその保護者

内容:木津東・加茂・山城地域に、それぞれ子育て支援センターを設置し、木津西・木津東地域に、それぞれつどいのひろばを設置しています。

【量の見込みの考え方】

0~3歳の推計人口に、令和5年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

子育て中の親子が地域で孤立することがないよう、気軽に訪れ、交流することができる場を引き続き確保するとともに、より多くの親子が利用できるよう、積極的な情報発信や利用しやすい仕組みづくりを進めます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み	人日	31,135	30,638	31,250	30,982	30,925
確保 方 策	つどいのひろば	箇所	3	3	3	3
	子育て支援センター	箇所	4	4	4	4

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

対象:1号認定及び2号認定(3~5歳)、その他 0~5歳の乳幼児

内容:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園の預かり保育

【量の見込みの考え方】

0～3歳の推計人口に幼稚園の預かり保育の利用率を乗じて量の見込みを算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

引き続き利用者のニーズに対応できるよう提供体制を確保し、育児に伴う負担軽減に努めます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人日	5,846	5,428	4,916	4,643	4,571
確保方策②	人日	5,846	5,428	4,916	4,643	4,571
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

②幼稚園等以外における一時預かり

【量の見込みの考え方】

0～5歳の推計人口に幼稚園等以外における一時預かりの令和5年度の利用率を乗じて量の見込みを算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

引き続き利用者のニーズに対応できるよう提供体制を確保し、育児に伴う負担軽減に努めます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人日	7,466	7,110	6,800	6,574	6,515
確保方策②	人日	7,466	7,110	6,800	6,574	6,515
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(6)病児・病後児保育事業

【事業概要】

対象:満1歳から小学校6年生まで

内容:京都山城総合医療センターと共同で、病児・病後児の一時保育を行います。

【量の見込みの考え方】

主な利用層である1～5歳の推計人口に病児・病後児保育事業の利用率を乗じて量の見込みを算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、今後も継続して事業を実施するとともに、市民へのさらなる周知を行い、安心して利用できる体制について検討を進めます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人日	116	110	105	102	101
確保方策②	人日	116	110	105	102	101
	箇所	1	1	1	1	1
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(7)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

対象:概ね3か月～小学校6年生

内容:乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

【量の見込みの考え方】

3か月～11歳の推計人口に、令和5年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

会員が相互に育児に関する援助活動を行うことにより、地域コミュニティの活性

化と安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、市内の利用者及び援助会員の増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知に取り組みます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み①	人日	738	715	691	667	644
確保方策②	人日	738	715	691	667	644
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(8)利用者支援事業

【事業概要】

対象:就学前児童(0~5歳)のいる保護者

内容:子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供などのサポートを行います。また類似事業として、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)を3地域で開設しています。

【提供体制、確保策の考え方】

子育て支援担当課に保育コンシェルジュを配置し、教育・保育施設や子育て支援事業等の円滑な利用に向けてきめ細かな支援を行うとともに、こども家庭センターを開設し、母子保健部門と児童福祉部門との連携を強化することで、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。

		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

対象: 生後2か月頃の乳児

内容: 保健師が生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【量の見込みの考え方】

0歳の推計人口に、令和5年度の実施率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

乳児及び保護者的心身状況や養育環境を把握し、必要な情報の提供や適切な支援につなげるため、引き続き乳児家庭訪問を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳人口推計	人日	528	520	516	514	517
量の見込み	人日	528	520	516	514	517
訪問率	人日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(10) 養育支援訪問事業

【事業概要】

対象: 養育の支援が特に必要な家庭

内容: 養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【量の見込みの考え方】

0～5歳の推計人口に、令和5年度の利用率を乗じて算出しました。延べ訪問数は、令和5年度の1世帯あたりの訪問回数の実績を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

養育に課する支援が必要な家庭を早期に発見できるよう相談体制を強化し、必要

に応じ関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み(世帯数)	件	14	13	13	12	12
量の見込み(延べ訪問数)	件	69	64	64	59	59

(11)妊産婦健康診査事業

【事業概要】

対象：妊娠届出者

内容：妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊産婦健康診査用受診券(基本券14回、追加券、産婦健診受診券2回)を発行します。

【量の見込みの考え方】

0歳の推計人口に、令和5年度の実施率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

母子の健康保持と異常の早期発見のため、医療機関等で健診を定期的に受診できるよう、継続して事業を実施します。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
0歳人口推計	人	528	520	516	514	517
量の見込み	人	483	475	472	470	473
一人当たり健診回数	回	16	16	16	16	16
健診回数 (受診人数× 一人当たりの健診回数)	回	7,728	7,600	7,552	7,520	7,568

(12)産後ケア事業

【事業概要】

対象：産後1年以内の産婦及び乳児

内容：出産後、心身のケアや育児サポートが必要な場合に、医療機関や助産所への宿泊や通所、対象者の居宅への訪問による保健指導やケアを行い、安心して子育てができるよう支援を行います。

【量の見込みの考え方】

実績値から推計した産婦数に、令和5年度の産後ケア利用率を乗じて利用者の推計を行い、1人当たり平均利用日数を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

出産後、支援を必要としている産婦に対し、助産師等による早期のケアが提供できるよう支援を行います。また、医療機関等との連携により、早期からの支援に努めます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
産婦数推計	人	505	499	493	488	481
量の見込み①	人日	70	69	68	67	66
確保方策②	人日	70	69	68	67	66
差異(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(13)妊婦等包括相談支援事業**【事業概要】**

対象：妊娠届出者

内容：妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦等の心身の状況等の把握や、母子保健や子育てに関する情報の提供等の援助を行います。

【量の見込みの考え方】

1組(妊婦及びその配偶者等)当たりの面談回数を3回と設定して、実績値から推計した妊娠届出数に、面談回数を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後も、面談等を通じて妊産婦の伴走支援を行います。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
妊娠届出数推計	件	505	499	493	488	481
量の見込み①	回	1,515	1,497	1,479	1,464	1,443
確保方策②	回	1,515	1,497	1,479	1,464	1,443
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

対象: 0歳6か月から満3歳未満の未就園児

内容: 保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等にこどもを預けることで、育児負担の軽減やこどもの良質な成育環境を確保します。

【量の見込みの考え方】

対象年齢の未就園児数^{※A} × 月一定時間^{※B} ÷ 定員一人 1月当たりの受入可能時間数^{※C}

$$\left. \begin{array}{l} \text{※A 各年度児童数推計 - 保育ニーズ量見込み} \\ \text{※B 月 10 時間} \\ \text{※C 月 176 時間(8 時間} \times 22 \text{ 日) } \end{array} \right\}$$

【提供体制、確保策の考え方】

集団生活を通したこどもの育ちを支援するとともに、保護者の子育てに関する負担の軽減を図るため、既存の教育・保育施設及び地域子育て支援施設等の活用や保育士の確保、効率的な制度の運用により供給量の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① 内訳	人	-	37	36	35	34
	0歳児	人	-	12	12	12
	1歳児	人	-	15	14	14
	2歳児	人	-	10	10	9
確保の内容②	人	-	37	36	35	34
差異(②-①)	人	-	0	0	0	0

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給者世帯のこどもが、特定教育・保育施設を利用する際に要する日用品、文房具等に係る費用(給食費以外)の補助を行います。

また、低所得世帯及び多子世帯(第3子以降)のこどもが、特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等を利用する際に要する給食費のうち、副食費の補助を行います。

(16)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等を行います。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1)認定こども園の普及に係わる基本的考え方

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い教育・保育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園への移行など、教育・保育内容の一層の向上を図ります。

(2)質の高い教育・保育、地域の子育て支援の推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者が安心して子どもを教育・保育施設に預けることができるよう、研修事業の充実やICTの活用による働き方の見直しなど、教育・保育の質の向上に努めます。

(3)幼児期の教育・保育と小学校などとの円滑な連携

子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と小学校などとの連携が不可欠です。これらの連携を強化することで、家庭での教育と合わせた学びの連続性を確保し、小学校などへの円滑な接続を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給の確保に取り組むとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上に努めます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進主体と連携の強化

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政をはじめ市民、保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体等地域社会を構成する各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働していくことが重要です。

そのためには、各主体それぞれで何ができるかを考え、実践に移すことが何よりも求められ、本計画がそのための指針として活用され、子育ち・子育ての輪が木津川市全体に広がることが期待されます。

①市民

市民は、子育ち・子育て支援は社会の役割であることを認識し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つように、また、子育て家庭が地域で子育ての悩みを抱えたまま孤立することがないように、温かく見守り、寄り添い、様々な機会をとらえて積極的に応援することが期待されます。

②地域団体、NPO法人、ボランティア団体等各種団体

身近な地域団体としての町内会・自治会や、老人クラブ、民生児童委員協議会、NPO法人、ボランティア団体等、子どもの育ちや子育てに関わる各種団体においては、行政では対応の難しい多様なニーズや身近な地域での相談やきめ細かな子育て支援活動に、主体的に取り組むとともに、行政や警察等関係機関と連携・協働し、子どもの健全育成や安全・安心、虐待等の防止などの取り組みをさらに推進していくことが期待されます。

③保護者

保護者は、子育ての第一義的な責任を有していることを自覚し、子どもが家庭での温かなふれあいや日常生活の中で、基本的な生活習慣や社会的な規範、自分を大切にする心と他人への思いやりなど、次代の担い手として、また、次代の親として自立するための基盤を築くことができるよう努めることが期待されます。

④企業等

企業等においては、家庭での子どもの養育に親の果たす役割の重要性を認識し、育児休業制度や育児短時間勤務制度の取得促進、事業所内保育など、子育てと両立支援する配慮、若者の安定就労への協力など、子育て家庭を応援する職場づくりが期待されます。

また、地域社会の構成員として、地域の子育て支援活動への参加やこどもたちの職業体験の機会の提供など、子育ち支援活動の取り組みも期待されます。

⑤教育・保育事業等提供関係者

質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援を家庭や地域に提供するとともに、研修等による質の向上を図ることが求められます。

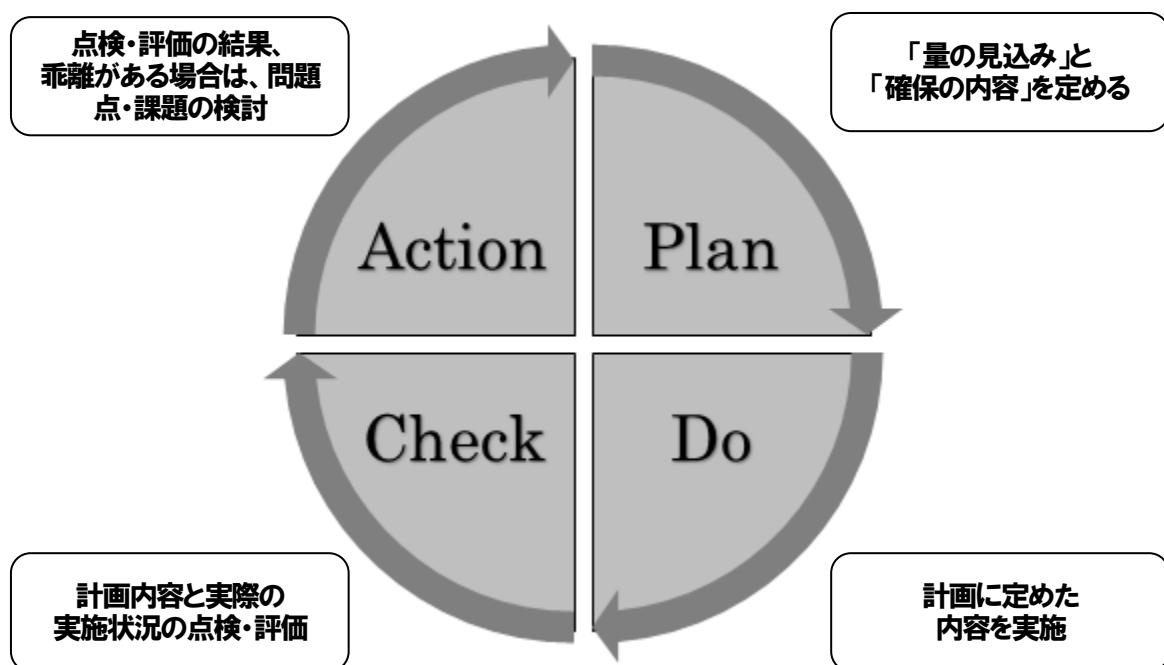
また、制度の円滑な運営のため、関係者間のさらなる連携が求められます。

⑥行政

市は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する事業を総合的に提供する主体として、計画を実効あるものとするために関係部局が連携して取り組むとともに、地域団体やNPO法人、ボランティア団体、企業等が主体となって取り組む活動や事業に支援・協力し、地域社会全体で子育ち・子育てを支えていく環境づくりを進めます。

2 計画の進行管理

国の基本方針では、子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。



本計画に基づく各施策や事業の実施にあたっては、定期的な進捗管理及び評価を行い、PDCAサイクル【Plan(計画)－Do(実施・実行)－Check(検証・評価)－Action(改善)】のプロセスを踏まえ、本計画を計画的かつ円滑に推進します。

また、府内の推進体制や「木津川市子ども・子育て会議」などにおいて進捗状況を報告し、様々な視点から点検・評価を実施するとともに、点検・評価内容をホームページ等で公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の施策の展開状況のほか、本市における子育て支援施策の動向を総合的に勘案したうえで、必要に応じて計画中間年を目安として見直しを行う場合があります。

資料編

1. 計画の策定経過

(1)会議の開催状況等

【令和5年度】

年月日	内容
令和5年 8月2日(水)	<p>■第1回木津川市子ども・子育て会議</p> <p>(1)「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について</p> <p>(2)第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(3)公立保育所の認定こども園への移行について(案)</p> <p>(4)令和6年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正について</p> <p>(5)その他</p>
12月7日(木)	<p>■第2回木津川市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第3期子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について</p> <p>(2)令和6年度公立幼稚園・認定こども園入園申込状況(報告)</p> <p>(3)その他</p>
令和6年 3月21日(木)	<p>■第3回木津川市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第3期子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について</p> <p>(2)令和6年度保育施設申請状況(報告)</p> <p>(3)あそびでつながる『PLAYFUL PARK』(報告)</p> <p>(4)高の原幼稚園交流事業について</p> <p>(5)令和6年4月1日木津川市組織改正について(こども関係)</p> <p>(6)その他</p>

【令和6年度】

年月日	内容
令和6年 8月7日(水)	■第1回木津川市子ども・子育て会議 (1)第3期子ども・子育て支援事業計画について (2)令和7年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正について (3)特別利用保育(特例施設型給付)の規定について (4)その他
10月24日(木)	■第2回木津川市子ども・子育て会議 (1)第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について (2)医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインの見直しについて (3)その他

2. 木津川市子ども・子育て会議条例

○木津川市子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日条例第34号

令和5年条例改正

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関として、木津川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 会議の委員（以下「委員」という。）は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(部会)

第7条 会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 会議は、部会の議決をもって会議の議決とすることができます。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長は、当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求める、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 木津川市子ども・子育て会議委員名簿

【令和5年度】

(順不同・敬称略)

No.		所属	役職	氏名
1	保護者	やましろ保育園 保護者会	代表	高橋 友代
2		こそだてママnet☆	子育てコーディネーター	福井 早苗
3		木津幼稚園	保護者代表	小高 恵利子
4	事業者	山城総合医療センター	管理担当 主任	石田 麻里
5		ウェルコンサル株式会社	マネージャー	池浦 幹人
6		株式会社 ミツワ製作所	営業技術部 次長	木下 晴介
7	労働者	自治労木津川市職員組合	代表	木村 育代
8	保育・教育事業従事者	木津保育園	園長	兎谷 知加子
9		相楽台保育園	園長	中西 由美
10		南加茂台保育園	園長	岡森 多美恵
11		愛光兜台こども園	園長	藤田 実
12		梅美台こども園	園長	中島 雅美
13		認定こども園木津さくらの森	園長	藤本 和寿
14		なごみこども園	園長	伊瀬 祐美子
15		藍咲学園	園長	荒木 啓好
16		高の原幼稚園	園長	川崎 由記子
17		みかのはら幼稚園	園長	志水 百合子
18		公立小・中学校校長会代表	校長	遠藤 順子
19	学識経験者等	京都西山短期大学	客員教授	◎安藤 和彦
20		同志社大学赤ちゃん学研究センター	特任准教授	加藤 正晴
21		幼児教育経験者	元幼稚園長	○阪本 磨祐美
22		加茂民生児童委員協議会	主任児童委員	高橋 史代
23		社会福祉協議会事務局	事務局長	渡邊 かおる
24		京都府 山城南保健所	福祉課長	柘植 一二

◎:会長 ○:副会長

【令和6年度】

(順不同・敬称略)

No.		所属	役職	氏名
1	保護者	やましろこども園 保護者会	代表	塚原 裕美子
2		こそだてママnet☆	子育てコーディネーター	福井 早苗
3		相楽幼稚園	保護者代表	坂崎 沙織
4	事業者	ウェルコンサル株式会社	マネージャー	池浦 幹人
5		株式会社 ミツワ製作所	営業技術部次長	木下 晴介
6		いづみ児童デイサービスかも	施設長	丸岡 哲子
7	労働者	自治労木津川市職員組合	代表	垣内 龍人
8	保育・教育事業従事者	木津保育園	園長	吉田 俊美
9		相楽保育園	園長	中西 由美
10		いづみこども園	園長	古川 方美
11		愛光兜台こども園	園長	藤田 実
12		梅美台こども園	園長	中島 雅美
13		認定こども園木津さくらの森	園長	藤本 和寿
14		なごみこども園	園長	伊瀬 祐美子
15		藍咲学園	園長	荒木 啓好
16		木津幼稚園	園長	井ノ上 恵己子
17		みかのはら幼稚園	園長	志水 百合子
18		公立小・中学校校長会代表	校長	田中 成一
19		相楽児童発達支援センター	相談支援員	木下 絵里
20	学識経験者等	京都西山短期大学	客員教授	◎安藤 和彦
21		同志社大学赤ちゃん学研究センター	特任准教授	加藤 正晴
22		教育・保育経験者	元保育園長	森岡 章子
23	関係機関	木津西部民生児童委員協議会	主任児童委員	辰本 千春
24		社会福祉協議会事務局	事務局長	渡邊 かおる
25		京都府 山城南保健所	福祉課長	柘植 一二

◎:会長 ○:副会長

4. 用語の説明

【あ行】

・青色パトロール

警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体(民間や地方公共団体)が、青色回転灯の装備を付けた自動車を運転しながら防犯パトロールを行うことをいいます。

・育児休業(制度)

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度のことです。育児・介護休業法では、1歳6ヶ月以後も、保育所等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を定期間延長することができます。

・育児のハイリスク者

育てにくい子どもや家庭基盤に問題があるなど、今後放置しておくと虐待などが発生する可能性がある育児困難を抱える保護者や、育児不安を抱え、自己解決力やサポートがなく、虐待発生状況になる可能性のある保護者などをいいます。

・NPO

non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。

・M字カーブ

わが国の女性の年齢階級別就業率(15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口)や労働力率(15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口)は、一般的に出産前の20歳代と子育てが一段落する40歳代に高くなり、子育て期間中の30歳代(特に30歳代前半)が低くなります。この年齢による就業率(あるいは労働力率)のカーブがちょうど山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階級別就業率(あるいは労働力率)を表したものといいます。欧米諸国では、子育て期の谷間のない逆U字型をしています。

【か行】

・キャリア教育

こどもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことです。

・教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のことです。(子ども・子育て支援法第7条)

・合計特殊出生率

対象とする年次について、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計して得られる出生力の指標のこと。この数値が2.08(人口置換水準)を割った状態が続くと、いずれ人口が減少するといわれています。この人口置換水準は、死亡状況や出生性比により変化し、戦後の昭和25年は2.43でした。

・子育て支援センター

認可保育所に併設されるなど、育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどの育成・支援、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援するものです。

・子育て世代包括支援センター

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うものです。

・子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施することも及び子どもの保護者に対する支援のことです。(子ども・子育て支援法第7条)

・子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部改正)

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

【さ行】

・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることで、平成19年12月に関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、目指すべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。

・児童虐待

保護者(親又は親に代わる養育者)によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト(食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄または怠慢)、身体的虐待、心理的虐待(著しい暴言、無視など)、性的虐待に分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

・食育

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行うものです。

・スクールカウンセラー

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、主に児童・生徒や保護者、教員の悩みや話を聞き、アドバイスをしたり考えたりします。

・スクールソーシャルワーカー

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡し等を行います。

【た行】

・第三者評価

福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。

・待機児童

認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない児童(認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く)のことです。

・地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、利用者支援事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。(子ども・子育て支援法第59条)

・つどいのひろば

主に乳幼児(0～3歳)をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ったり、ボランティアを活用しての育児相談などを行うものです。

・特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設で、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。(子ども・子育て支援法第27条)

・特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のことをいいます。(子ども・子育て支援法第29・43条)

【は行】

・発達障害

発達障害者支援法では、発達障害の定義として、広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の3つと、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障害をあげ、発達障害の早期発見や発達障害者に対する早期支援、教育、就労支援について定めるとともに、国や地方公共団体の責務の明確化、情報提供や関係機関との連絡・調整、相談・支援の中心的役割を果たす発達障害者支援などを盛り込んでいます。

・パブリックコメント

市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見、ご要望などを募集し、寄せられたご意見、ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられたご意見、ご要望などに対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続きのことです。

- ・ブックスタート

木津川市では、絵本の読み聞かせを乳児後期健康診査のときに行っています。

- ・母子・父子自立支援員

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭を対象に、社会生活における様々な相談に応じ、その自立に必要なアドバイスや情報提供等を行う者をいいます。

【ま行】

- ・マタニティマーク

国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し発表したマークで、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進しています。



【や行】

- ・要保護児童対策地域協議会

福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議を行います。

第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 木津川市 健康福祉部 こども未来課
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地9
TEL : 0774-75-1212 (ダイヤルイン)
FAX : 0774-72-0553
Email : kosodate@city.kizugawa.lg.jp